

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(010100)	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	自動車の保管場所の確保等に関する法律	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法若しくは貨物利用運送事業法において、事業用自動車の数並びに自動車車庫の位置及び収容能力を事業計画の記載事項とすることにより、保管場所確保義務の履行の確保が図られている。	C		(1)港湾地区において、路上放置シャーシに対する追突による死亡事故等が発生している現状にかんがみると、御提案を実現するには、シャーシの保管場所として必要な数を特定した上、その管理を徹底し、オーバーフローしたシャーシが路上放置されることを防ぐための担保措置が必要である。このような見地から、北九州市からの御要望を見ると、フェリー会社等とシャーシを特定した上で、シャーシの乗船実態をフェリー会社等から事後報告させるといふものであるが、曜日や季節、天候等による受注の減少や、需要の変動、経営悪化に伴う受注の減少に伴い、フェリーに乗船させるシャーシの数は常に一定ではなく、結局、保管場所として必要なスペースの数は特定されていない。また、乗船しなかったシャーシを保管する場所については、フェリー内のシャーシ乗船スペース又は埠頭のフェリー会社の駐車場に駐車させることとしているが、日々変動するシャーシの乗船実態に応じ、誰がその管理を行うかなど、その運用の実効性の担保措置は明確でなく、経営不振で仕事量の減少した事業者が、オーバーフローしたシャーシを路上放置するなどのモラルハザードを防げず、放置された車庫なしシャーシが追突事故の原因等になるおそれが十分考えられ、現実的ではないと考える。		交通局交通規制課 中村 03-3581-0141(内線 5172) snakamura02@npa.go.jp	貴庁からの回答では「フェリー会社等が確保しているシャーシ置場や船内にあるシャーシの数は、景気変動、季節変動、トラック事業者のフェリーの利用状況等により変動する」とあるが、同一航路に反復継続して利用される海上輸送シャーシの複数登録の場合で、地方公共団体が臨時の駐車スペースとして港湾用地を提供するなど、責任を持って非常事態に対応することで、シャーシの適正保管管理ができる場合は、認めてもよいのではないか。	5021203	社団法人日本経済団体連合会	11	
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例					(上記の続き) (2)また、フェリー等の船内のシャーシ乗船スペースは、当該フェリー等が輸送する貨物を積載するための場所であり、自動車を通常保管するための場所としての実態を備えておらず、保管場所とは認められない。 (3)さらに、シャーシの段積みについては、駐車したシャーシの上に直接他のシャーシを積むのであるならば、シャーシの構造上、段積みが事実上可能なのか、段積みした場合の安全性の確保は図れるのか、段積み作業に必要な設備はあるのか、段積みをするという運用の確認を誰が責任を持って行うのか等の具体的な実効可能性が不明である。 (4)以上の懸念を払拭し、自治体や事業者団体等によるシャーシの管理方法、シャーシを路上に放置させないための担保措置等について具体的かつ実効性のある方策が示されない限りは、慎重な判断をせざるを得ない。				5021203	社団法人日本経済団体連合会	12	
(010100)	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	自動車の保管場所の確保等に関する法律	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法若しくは貨物利用運送事業法において、事業用自動車の数並びに自動車車庫の位置及び収容能力を事業計画の記載事項とすることにより、保管場所確保義務の履行の確保が図られている。	C		(1)港湾地区において、路上放置シャーシに対する追突による死亡事故等が発生している現状にかんがみると、御提案を実現するには、シャーシの保管場所として必要な数を特定した上、その管理を徹底し、オーバーフローしたシャーシが路上放置されることを防ぐための担保措置が必要である。このような見地から、北九州市からの御要望を見ると、フェリー会社等とシャーシを特定した上で、シャーシの乗船実態をフェリー会社等から事後報告させるといふものであるが、曜日や季節、天候等による受注の減少や、需要の変動、経営悪化に伴う受注の減少に伴い、フェリーに乗船させるシャーシの数は常に一定ではなく、結局、保管場所として必要なスペースの数は特定されていない。また、乗船しなかったシャーシを保管する場所については、フェリー内のシャーシ乗船スペース又は埠頭のフェリー会社の駐車場に駐車させることとしているが、日々変動するシャーシの乗船実態に応じ、誰がその管理を行うかなど、その運用の実効性の担保措置は明確でなく、経営不振で仕事量の減少した事業者が、オーバーフローしたシャーシを路上放置するなどのモラルハザードを防げず、放置された車庫なしシャーシが追突事故の原因等になるおそれが十分考えられ、現実的ではないと考える。		交通局交通規制課 中村 03-3581-0141(内線 5172) snakamura02@npa.go.jp	貴庁からの回答では「フェリー会社等が確保しているシャーシ置場や船内にあるシャーシの数は、景気変動、季節変動、トラック事業者のフェリーの利用状況等により変動する」とあるが、同一航路に反復継続して利用される海上輸送シャーシの複数登録の場合で、地方公共団体が臨時の駐車スペースとして港湾用地を提供するなど、責任を持って非常事態に対応することで、シャーシの適正保管管理ができる場合は、認めてもよいのではないか。	5035015	社団法人日本船主協会	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(010100)	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	5021	5021203	社団法人日本経済団体連合会	11	フェリー・RORO 船利用に供するトレーラーシャーシに関する規制の緩和		フェリー・RORO船利用を目的として登録しているシャーシに限った上で、シャーシ1台の登録車庫に対し複数台の車庫利用を認めるべきである。		フェリー・RORO船利用を目的として登録しているシャーシは、殆どは埠頭地区、駐車場または洋上にあるのが実態でありながら、シャーシ1台毎に車庫登録が義務付けられているため、不要な車庫を確保するコストが生じている。例えば、常に回転しているシャーシが300台ある場合、その内訳として、洋上に100台、船待のため埠頭地区に停車中が100台ある一方、本当に車庫を必要とするのは100台のみという運用実態であっても、事業主は300台分の駐車スペースを確保しなければならず、200台分空となっている駐車場代の負担が強いられている。	貨物自動車運送事業法第4条 道路運送車両法第61条	警察庁 国土交通省	現状では、ヘッド1台に対し、複数シャーシの登録が認められており、しかもそのシャーシの殆どは埠頭地区、駐車場または洋上にあるのが実態でありながら、シャーシ1台毎に車庫登録が義務付けられている。
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	5021	5021203	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) フェリー・RORO 船利用に供するトレーラーシャーシに関する規制の緩和		(上記の続き)		(上記の続き) また、シャーシは自走できないにも拘わらず、ヘッドと同様1年ごとに車検を受けなければならない、さらにコストが掛かり、それらが運賃に跳ね返っている。 環境保護の観点からも、フェリー・RORO船を利用した物流コストが軽減され、価格競争力がつけば、モーダルシフトを拡大できる。 シャーシの段積み認めることで路上駐車懸念は払拭し得る。		警察庁 国土交通省	
(010100)	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	5035	5035015	社団法人日本船主協会	11	内航輸送用トレーラーシャーシの車庫に関する規定の見直し		内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわないため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラーシャーシについて一般的なトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び埠頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、埠頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実質取扱いトレーラーシャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、内航輸送用に利用されるシャーシについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。	車庫法第3条、貨物自動車運送事業法第4条	警察庁 国土交通省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例					(上記の続き) (2)また、フェリー等の船内のシャーシ乗船スペースは、当該フェリー等が輸送する貨物を積載するための場所であり、自動車を通常保管するための場所としての実態を備えておらず、保管場所とは認められない。 (3)さらに、シャーシの段積みについては、駐車したシャーシの上に直接他のシャーシを積むのであるならば、シャーシの構造上、段積みが事実上可能なのか、段積みした場合の安全性の確保は図れるのか、段積み作業に必要な設備はあるのか、段積みをするという運用の確認を誰が責任を持って行うのか等の具体的な実効可能性が不明である。 (4)以上の懸念を払拭し、自治体や事業者団体等によるシャーシの管理方法、シャーシを路上に放置させないための担保措置等について具体的かつ実効性のある方策が示されない限りは、慎重な判断をせざるを得ない。					5035015	社団法人日本船主協会	12
(010100)	海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例	自動車の保管場所の確保等に関する法律	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法若しくは貨物利用運送事業法において、事業用自動車の数並びに自動車庫庫の位置及び収容能力を事業計画の記載事項とすることにより、保管場所確保義務の履行の確保が図られている。	C		(1)港湾地区において、路上放置シャーシに対する追突による死亡事故等が発生している現状にかんがみると、御提案を実現するには、シャーシの保管場所として必要な数を特定した上、その管理を徹底し、オーバーフローしたシャーシが路上放置されることを防ぐための担保措置が必要である。このような見地から、北九州市からの御要望を見ると、フェリー会社等とシャーシを特定した上で、シャーシの乗船実態をフェリー会社等から事後報告させるといふものであるが、曜日や季節、天候等による受注の減少や、需要の変動、経営悪化に伴う受注の減少に伴い、フェリーに乗船させるシャーシの数は常に一定ではなく結局、保管場所として必要なスペースの数は特定されていない。また、乗船しなかったシャーシを保管する場所については、フェリー内のシャーシ乗船スペース又は埠頭のフェリー会社の駐車場に駐車させることとしているが、日々変動するシャーシの乗船実態に応じ、誰がその管理を行うかなど、その運用の実効性の担保措置は明確でなく、経営不振で仕事量の減少した事業者が、オーバーフローしたシャーシを路上放置するなどのモラルハザードを避けず、放置された車庫なしシャーシが追突事故の原因等になるおそれが十分考えられ、現実的ではないと考える。		交通局交通規制課 中村 03-3581-0141(内線 5172) snakamura02@npa.go.jp	貴庁からの回答では「フェリー会社等が確保しているシャーシ置場や船内にあるシャーシの数は、景気変動、季節変動、トラック事業者のフェリーの利用状況等により変動する」とあるが、同一航路に反復継続して利用される海上輸送シャーシの複数登録の場合で、地方公共団体が臨時の駐車スペースとして港湾用地を提供するなど、責任を持って非常事態に対応することで、シャーシの適正保管管理ができる場合は、認めてもよいのではないか。	5077012	任意団体	11	
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシの駐車場確保の特例					(上記の続き) (2)また、フェリー等の船内のシャーシ乗船スペースは、当該フェリー等が輸送する貨物を積載するための場所であり、自動車を通常保管するための場所としての実態を備えておらず、保管場所とは認められない。 (3)さらに、シャーシの段積みについては、駐車したシャーシの上に直接他のシャーシを積むのであるならば、シャーシの構造上、段積みが事実上可能なのか、段積みした場合の安全性の確保は図れるのか、段積み作業に必要な設備はあるのか、段積みをするという運用の確認を誰が責任を持って行うのか等の具体的な実効可能性が不明である。 (4)以上の懸念を払拭し、自治体や事業者団体等によるシャーシの管理方法、シャーシを路上に放置させないための担保措置等について具体的かつ実効性のある方策が示されない限りは、慎重な判断をせざるを得ない。					5077012	任意団体	12

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシーの駐車場確保の特例	5035	5035015	社団法人日本船主協会	12	(上記の続き) 内航輸送用トレーラーシャーシーの車庫に関する規定の見直し						警察庁 国土交通省	
(010100)	海上輸送用シャーシーの駐車場確保の特例	5077	5077012	任意団体	11	シャーシ(トラクターヘッドに牽引される車)に関する規制改革		シャーシの車庫に関する規制につき、段階みができるよう改革を要望する。 車庫面積が牽引車と非牽引車一対で決められているが、非牽引車だけの場合も設定するよう要望する。	シャーシの車庫制度の改革 シャーシは動力を持たず、トラクター(ヘッド)に牽引されるだけである。特に安全性に問題はないと思われるので、車検有効期限1年を2年に見直しをお願いしたい。	シャーシの車庫に関する規制の改革 トレーラーヘッド一台に対しシャーシは数台所有しているのが通例である。利用実態に合わせ、また、構造上も問題がないことから車庫内での段積みも許可するよう、また、非牽引車だけの場合の車庫面積の設定等車庫に関する規制の改革をお願いしたい。	車検制度 道路運送車輛法 第48条、61条 車庫規制 貨物自動車運送事業法第9条の3(事業計画の変更)貨物自動車運送事業施行規則第6条(事業計画の変更の届出)	警察庁 国土交通省	
(010100)	(上記の続き) 海上輸送用シャーシーの駐車場確保の特例	5077	5077012	任意団体	12	(上記の続き) シャーシ(トラクターヘッドに牽引される車)に関する規制改革						警察庁 国土交通省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(030050)	商品ファンド法上の許可要件(3年以上の業務経験を有する者)の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	商品投資販売業の許可申請書類の添付資料として、商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	C	-	(全国的対応を検討) 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資者保護の趣旨を十分踏まえつつ全国的対応をなるべく関係省庁と検討し結論を得る。		金融庁 総務企画局信用課 竹田 03-3506-6000 (内 3576)	貴庁の回答では、許可要件の緩和等について、関係省庁と検討し結論を得る」とあるが、要件緩和の内容と実施時期を明確にされたい。また、特区において先行実施できないか検討し回答されたい。		5145013	東京都	11
(040020)	指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認	統計法第12条、統計法施行令第8条、国勢調査令第7条、統計調査員に係る規定を置く各調査規則 (修正理由 事業所 企業統計調査から商業統計調査までは、調査員調査の例示にすぎないことから一括した。なお、国勢調査令だけは政令であることから残した。)	統計の真实性を確保し、統計利用者に信頼される質の高い統計を作成するためには、秘密の保護等により調査対象者の信頼を得ることが不可欠である。そのため、指定統計調査を実施するに当たって統計調査員を設置する場合には、国又は地方公共団体が任命する非常勤の公務員をもって充てているところである。 指定統計調査を実施するに当たって、統計調査員を設置することは法律上の規制ではないが、指定統計調査の実施方法については、調査実施者(各省)において、調査ごとに規則(一部の調査については政令。以下同じ。)を定めているところであり、調査の規模・内容等を踏まえて統計調査員を置く場合には、その旨が規則で定められているところである。	C	、	(1)指定統計調査は、作成する統計の重要性に鑑み、申告義務を課して行われるものであり、それと表裏一体の関係として調査客体の秘密を厳格に守らねば成り立たないものである。また、その重要性から、公権力の行使である実地調査(立入調査)が行われる場合がある。そのため、国民の信頼と協力を得る調査を行うために、調査員事務には、法律上守秘義務が課せられ、秘密漏洩の際には罰則の適用対象となる公務員の身分を有する統計調査員が従事しているところである。 また、全国的で大規模な調査が多いが、調査を実施するに当たっては、結果にバイアスが生じないよう、同一時点 同一方法で統一的に行う必要がある。 (2)調査員に関する事務を民間事業者に委託することについては、国民の信頼・協力を得るといふ観点からは、守秘義務が課せられ、秘密漏洩の際には罰則の適用される統計調査員を配置した上で、行政機関が直接行っている現行の方式に比べ、協力の度合いが低下するなど調査の結果精度が低下するおそれがある。 民間委託の受け皿という観点からは、受託できる事業者が事実上存在しない可能性があるほか、受託できる事業者が存在するとしても地域によって事業者が区々に分かれる可能性がある。その結果、調査の統一性の確保が困難となり、地域ごとの回収率に大きな差異が生じる等、調査の結果精度が低下するおそれがある。等の課題がある。御要望に対応するには、以上のような課題の解決が必要であり、現時点で対応することは困難であると考えられる。 (3)しかしながら、統計調査事務の民間委託については、平成16年早々に関係府省による検討会議を立ち上げ、その中で統計事務の民間委託に関する様々な選択肢を含めて検討を進め、その検討を踏まえ、平成16年度中に、民間委託に係るガイドラインを作成することとしている。 今回御要望されている調査員調査の民間委託についても、その可能性を含め上記検討の中で議論されるが、いずれにせよ、ガイドラインの内容及びそれを踏まえた各調査実施省における対応も、現時点では明確ではない。	措置の内容「中」、「」は、調査の具体的な実施内容を政令で規定している一部の調査のみ	統計局統計基準部 統計企画課 山田、内山 03 - 5273 - 1142	承認統計調査では委託でき、指定統計調査ではできない理由は何が示されたい。また、貴省の回答では、統計調査事務の民間委託について、平成16年度中にガイドラインを作成するとされている。これらの点を踏まえ、民間委託について、特区で先行実施できないか。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し解答されたい。	(1)指定統計調査にかかるとして調査内容の漏洩防止について 総務省は、現在の調査員に非常勤の公務員の身分を与え守秘義務と罰則適用により秘密漏洩が防止できると回答している。しかし、民間人を対象とした現行の登録調査員制度でも、調査員任命期間外で当該調査員の動向を把握できないし、秘密保持の観点から言えば、個人の調査員の自覚を待つ以外にない。これは、民間事業者であっても調査の実施の場合には、「人」により調査を実施することとなり条件は全「同」してあり、逆にステークホルダーを多く抱える民間事業者の方が、一般的に企業イメージ(ブランド)と信頼性を重視するので守秘性は高いことが推定される。 罰則適用による情報守秘のインセンティブ効果については、民間事業者には総務省所管法令である個人情報保護法による情報守秘が課せられており、さらに自治体によっては条例で個人情報保護及び罰則規定を設けている場合があり、法令による担保のあり方は変わらない(契約条項にも守秘義務規定を設けておけば債務不履行など民事上の責任も問われる)。総務省の回答を見ると、公務員法によらずとも個人情報保護法・自治体の個人情報保護条例による罰則規定で担保されることが考慮されていない。加えて総務省は、指定統計調査が調査客体の申告義務と調査員の守秘義務により両者の信頼関係が醸成されて実施されるものと回答しているが、実際は申告義務違反(調査拒否者)が多数存在しているのが現状である。この事実を先々の信頼関係が醸成している現れであり、調査拒否者に対して総務省が統計法第19条による告発をしないことは、法令による義務強制措置制度も崩壊していることにより、よって総務省が調査員の守秘義務のみ強調し、現在の申告義務違反者を告発せず放置していることは、調査対象者の調査申告努力と調査員の守秘義務に対する両者の努力インセンティブを弱める効果をもつとともに統計法第19条の罰則の不公平な運用と考えられる。 また、現行の調査員制度を援用する立場をとれば、民間事業者の調査員について非常勤の公務員として任用すればよい(あるいは民間事業者自身が法人格を持つ法人に義務を付与することでも理論上可能である)。従って、非常勤の公務員でなくとも調査内容の守秘担保は可能であるが、非常勤の公務員にこだわるのであれば、民間事業者(またはその構成員)に付与できるようなすればよいので、付与するかしないかの論点(付与できない場合は問題点)の回答が必要である。	5124001	石田幸男	11
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認							統計局統計基準部 統計企画課 山田、内山 03 - 5273 - 1142		(上記の続き) 調査内容の統一性の担保について ここでの論点は、ある自治体の統計調査で登録調査員から民間事業者の調査員に替えて実施することに問題が生じるかにある。調査員方式を踏襲すれば、調査対象区域に調査員を配置し、実施期間内に同一調査票を持参し、マニュアルどおり説明し調査票を回収する定型的な事務を実施するだけであり、調査員が自治体の登録調査員であるが、民間事業者の構成員であるが、(義務の)調査の統一性を損なうことではない。総務省は民間事業者が勝手に調査活動を行なう可能性を主張するが、委託した自治体が契約条項に調査方法について規定すれば、調査の統一性は確保される。 (2)民間事業者委託に対して総務省が指摘した問題点について 行政機関の実施に対して民間事業者に委託する調査では、調査対象者の調査協力の度合いが低下するので問題があるとしている。そうであるなら現在、全国規模で行われている「家計消費状況調査(総務省統計局所管)」は、調査協力の度合いが低いと認識しながら民間事業者に委託して実施されていることとなり、反論内容と矛盾する。また、調査協力の度合いが低下することの証左として調査協力の度合いの測定指標を「回収率又は回答率」と定義すれば、委託調査の実例として「家計消費状況調査」における経年での当該比較値の提示がなければ反証に欠ける。検証責任側として反論根拠となっている家計消費状況調査における当該数値と指定統計調査での比較数値を明示してほしい。 次に、調査対象の調査協力低下の予防策としては、総務省が現在行っている「家計消費状況調査」で行っているPR、すなわち民間事業者(新情報センター)に委託して調査を実施しているとする内容の周知(PR・広告)と全「同」施策を実施すれば、当該調査と同様の実施状況が実現されるので問題ないはずである。	5124001	石田幸男	12

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
(030050)	商品ファンド法上の許可要件(3年以上の業務経験を有する者)の緩和	5145	5145013	東京都	11	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃すること。		高付加価値製品を作り出す源泉となる知的財産の創造、保護、活用を図っていく必要がある。 国際競争力ある企業をより多く創出することをめざし、知的財産戦略推進計画策定によって、わが国の知的財産関連施策を総合的に充実させる。	商品ファンド法第2条	金融庁 経済産業省		
(040020)	指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認	5124	5124001	石田幸男	11	指定統計調査の実施方法の要件緩和(民間経済主体への法定受託事務主体(地方公共団体)の指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認)		指定統計調査について、自治体の管理のもと業務委託により民間経済主体に調査業務の一部または全部を行わせることで、国勢調査のような大規模調査で調査員確保が困難な状況が緩和され安定的に事業が実施できる。加えて登録調査員方式に比べて自治体の事務コストの軽減及び国の経費削減に貢献する。	指定統計調査での調査員・指導員について、法定受託事務主体たる市町村での確保が困難な場合に、当該自治体が民間経済主体(調査会社、シンクタンク、派遣業者等)に対し調査業務の一部、又は全部委託を行うことで、安定的に調査が実施可能となる。特に国勢調査の実施時においては、50万人超の市・政令指定都市、特別区等では、調査員・指導員合わせて4,000人を超える人数を確保することが必要であるが、現状では確保できず、特例措置による実施が必要である。都道府県が統計法で示された指定統計調査の実施にあつて統計調査員設置を行う必要ありと認められた場合は、現行法令の特例により法人(業者)への一括任命又は業者からの派遣調査員各人に任命を行う。	三鷹市提案の特区2次申請(管理コード0400090)に対する所管省庁回答では、業者委託には信頼性と秘密保持の点で問題ありとされたが、信頼性の担保は「個人情報の保護に関する法律」の施行、業者との契約条項に守秘義務を約定すること及び調査対象への事前周知によって可能である。調査方法についても、従来と同様に訪問調査(留置回収法)を委託業者に行わせることで調査法上の問題は生じない(調査員が自治体の登録調査員か業者の派遣調査員かの相違のみ)。1,000人規模の調査員確保の代替案が所管省庁になければ、法定受託事務実施が困難な場合も想定されるため提案を行った。	三鷹市提案の特区2次申請(管理コード0400090)に対する所管省庁回答では、業者委託には信頼性と秘密保持の点で問題ありとされたが、信頼性の担保は「個人情報の保護に関する法律」の施行、業者との契約条項に守秘義務を約定すること及び調査対象への事前周知によって可能である。調査方法についても、従来と同様に訪問調査(留置回収法)を委託業者に行わせることで調査法上の問題は生じない(調査員が自治体の登録調査員か業者の派遣調査員かの相違のみ)。1,000人規模の調査員確保の代替案が所管省庁になければ、法定受託事務実施が困難な場合も想定されるため提案を行った。	統計法第12条、統計法施行令第8条、国勢調査令第7条、事業所・企業統計調査規則第9条、住宅・土地統計調査規則第8条、商業統計調査規則第17条他、統計調査員に係る規定の法令	総務省	三鷹市が提案した「まちづくり環境共生特区」をふまえ新提案を行うにあたり、三鷹市では事業自体の業務委託であるのに対し、全面的な業務委託から調査員派遣業務などの個別業務委託まで含むものである。全面的な業務委託の場合は自治体が業務内容の遂行を管理する契約を締結する。調査員派遣の場合でも契約当事者の管理は可能である。調査員の任命行為は特例で法人一括任命又は派遣調査員自体への任命を行う。調査報酬については、委託業者に一括支払いができるように支払要件を緩和する。 (その他参考資料)第22回経済財政諮問会議 平成15年10月17日 議題(1)
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認	5124	5124001	石田幸男	12	(上記の続き) 指定統計調査の実施方法の要件緩和(民間経済主体への法定受託事務主体(地方公共団体)の指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認)						総務省		

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認							統計局統計基準部 統計企画課 山田、内山 03-5273-1142		(上記の続き) 総務省は、受託可能な業者が存在するかどうか問題提起を行っているが、現に総務省は「家計消費状況調査」を民間事業者(新情報センター)に委託して実施しているため、存在するかどうか問題提起自体が説得力に欠ける。また、全国に渡って同一の民間事業者がこれを行うことを前提とせず、法定受託主体(自治体)の区域ごと或いは自治体調査区域の一部を受託単位として設定すれば、受託可能な民間事業者数は増えるであろうと考えられる。その場合、調査の統一性の確保が困難となり地域の回収率に格差が生じることで調査結果の精度が低下する。問題点を総務省は指摘するが、そもそも広域の統一性の実現は実施する総務省自身が直接実施(指揮)してはじめて実現するものであって、法令で外部機関(自治体)に委任していることで、既に統一性の一部は実現されていない。ここで統一性を自治体規模まで達成されていると緩やかに解釈すれば、総務省が自治体を指導・監督するのと同様な枠組みを自治体と民間事業者間で構築しさえすれば総務省の言う統一性は実現可能であり、設定は容易であるから当該申請が行われているのである。自治体間での政策形成能力格差が問題とされているのが地方自治の現状であるのに、自治体のみが無難の民の知(信頼)でき民間事業者は信用できないとする発想は、民間委託を行うことには、民間の経営資源を活用して構造改革を推進する政府の施策思想に反する。外部委託に伴う調査内容の守秘コントロールの問題は、総務省が統計調査票の処理について(設立沿革はさておき)独立行政法人統計センターに委託している実態や「家計消費状況調査」を民間事業者(新情報センター)に委託して実施している実態を考慮すると、自治体が民間業者に委託し守秘コントロールすることと同じレベルで議論できるので、委託問題は統計主管官庁が現在実施している委託の「拡大論」ではない。	5124001	石田幸男	13
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認							統計局統計基準部 統計企画課 山田、内山 03-5273-1142		(上記の続き) (3) 総合的な反論 現在毎月行われている「家計消費状況調査(総務省統計局所管)」は、平成13年5月11日付、総統企第108号により片山総務大臣(当時)から竹内総統企審議会会長あて、諮問第273号「家計調査及び特定消費統計調査(仮称)の計画について」諮問されたことにより統計審議会の答申(平成13年7月13日 諮問第273号)を受けた。統計報告調整法に基づき承認統計である。諮問第273号における調査計画にあるように、総務省統計局は調査実施機関について当初から民間委託を企画し、審議会答申でも民間委託について「おおむね適当」と評価している。この答申の結果、承認統計調査において、総務省は平成13年10月から民間機関である「新情報センター」に調査業務を委託しており、平成14年度からは通年契約を実施している「実績」を踏まえ、他の指定調査においても同様の業務委託形式により統計調査を実施することは問題ないのではないか。一気に全国適用も可能である。例えは家計消費状況調査、個別調査の両調査とも、調査員が家計世帯を訪問して調査票を「簡易回収」する形式とっており、同じ調査方法となりながら、総務省が「法」でも特定の社団法人(新情報センター)との通年委託契約を自ら締結する一方、法定受託事務たる指定統計調査において自治体から他の民間調査主体への統計調査の業務委託の数量を認めないのは不自然である(自家撞着)。このように総務省は委託形式では問題ありと回答しているが、「家計消費状況調査」では総務省自ら民間業者委託を実施し、他の統計調査(総務省所管)での委託は全て認めない施策は「二重の基準」設定である。この種の明白なダブル・スタンダードを統計主管官庁(総務省)は是正する必要がある。特区認定で総務省が問題としていることは、現在総務省が行っている統計調査での「委託契約方式」を自治体に公開し適用を認めることです。また解決できると考えられる。総務省は「家計消費状況調査」で民間事業者委託を実施しながら、他の統計調査(総務省所管)では法定受託事務執行者が委託を行うことを全て認めない理由を説明する必要がある。	5124001	石田幸男	14
(040260)	介護保険料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第11項、第158条の2第11項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	C	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、介護保険料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている。ことと、現在、介護保険法の改正については、制度施行後5年を目途として検討中であることが表明されている。介護保険法は平成12年4月1日から施行されているとされている。また、平成17年には所要の改正が行われる予定と承知している。		自治行政局行政課 松本 健 Tel 03-5253-5509 E-mail : t.matsumoto@soumu.go.jp		5121001	埼玉県戸田市	12	
(040270)	保育料収納事務の私人への委託の容認	地方自治法施行令第158条第11項、第158条の2第11項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	D-3	-	構造改革特区第2次提案に対する厚生労働省の回答として、保育料の徴収事務については、その取り扱いが都道府県又は市町村の職員に限られていたが、法令改正により、その取り扱いを私人に委託等できる方向で検討したいと考えている。また、保育料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討することが表明されており、(厚生労働省において)保育料の収納事務の私人への委託を可能とすることを内容とした児童福祉法の改正法案を次期通常国会に提出する予定と承知している。		自治行政局行政課 松本 健 Tel 03-5253-5509 E-mail : t.matsumoto@soumu.go.jp		5121001	埼玉県戸田市	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認	5124	5124001	石田幸男	13	(上記の続き) 指定統計調査の実施方法の要件緩和(民間経済主体への法定受託事務主体(地方公共団体)の指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認)						総務省	
(040020)	(上記の続き) 指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認	5124	5124001	石田幸男	14	(上記の続き) 指定統計調査の実施方法の要件緩和(民間経済主体への法定受託事務主体(地方公共団体)の指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認)						総務省	
(040260)	介護保険料収納事務の私人への委託の容認	5121	5121001	埼玉県戸田市	12	保育料 介護保険料収納事務の私人委託		地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用(分担金及び負担金) 介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	現行地方自治法施行令では、地方税については収納の私人委託が可能になっているので、本市においては、市税等の収納私人委託を平成16年5月より導入する予定ですが、今後保育料 介護保険料についても同様に収納私人委託を導入をしたい。しかしながら、現行地方自治法施行令においては、保育料 介護保険料の収納を私人に委託できる旨の規定がない為、実施への方向性がつかない状況です。	地方自治法施行令第158条。または第158条の2	総務省 厚生労働省	なし
(040270)	保育料収納事務の私人への委託の容認	5121	5121001	埼玉県戸田市	11	保育料 介護保険料収納事務の私人委託		地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用(分担金及び負担金) 介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	現行地方自治法施行令では、地方税については収納の私人委託が可能になっているので、本市においては、市税等の収納私人委託を平成16年5月より導入する予定ですが、今後保育料 介護保険料についても同様に収納私人委託を導入をしたい。しかしながら、現行地方自治法施行令においては、保育料 介護保険料の収納を私人に委託できる旨の規定がない為、実施への方向性がつかない状況です。	地方自治法施行令第158条。または第158条の2	総務省 厚生労働省	なし

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(040590)	地方公務員の民間企業への派遣の容認	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条	民間企業への派遣は、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち条例で定めるものに限られる。	C		すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)。また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、地方公務員を公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であるが、地方公共団体の業務と密接な関連があるなど条例で定めた特定の法人のみ派遣することを可能としたものであり、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたものである。 このような制度を一般民間企業への派遣として広認めることは、地方公共団体の施策とは全(関係のない)民間企業の業務に公務員が従事することとなり、憲法に抵触するおそれがある。		自治行政局公務員部 公務員課 松田 5253-5542 matsuda-m@soumu.go.jp	提案は、域内の保育所を一括して民間に委託し、委託によって余剰となった保育士を域内の民間保育所にも派遣できるようにするものである。 地域再生のためアウトソーシングを円滑に推進する観点から提案を実現できないか、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所の委託先を決定する際には、一般的にプロポーザル方式が用いられる。その結果、民間企業といえども必然的に地方公共団体の施策に合致した業務を行わざるを得ない。また、業務にあたっては地方公共団体の強い統制を受けることになる。したがって、保育所業務に関しては、貴省の指摘する「地方公共団体の施策と全(関係のない)民間企業の業務」には当たらないはずであり、回答として妥当でないものと考えている。公設民営化の趣旨は、まさに「一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者として公共の利益を追求する」という大前提に立った上で、運営に民間のノウハウを活用し、より効率化をはかるものである。効率化され、運営費が削減されれば、公共の利益のさらなる増大にもつながる。また、そもそも弊社が公務員の民間派遣の規制緩和を提案したのは、公共性などの様々な条件をつけてのことであり、その点についても「地方公共団体の施策と全(関係のない)民間企業の業務」としか回答がなされていない点で不十分であると考えている。	5150035	株式会社東京リーガルマインド	11
(040640)	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	公職選挙法第9条及び第10条	・日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 ・日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 ・日本国民は、下記のとおり、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 衆議院議員については年齢満25年以上の者 参議院議員については年齢満30年以上の者 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの 都道府県知事については年齢満30年以上の者 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの 市町村長については年齢満25年以上の	C		・選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄であり、被選挙権年齢の問題は、その公職の内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄である。 いずれにせよ、選挙権及び被選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。		総務省自治行政局 選挙部選挙課 佐々木 03-5253-5566 k.sasaki@soumu.go.jp	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、当該地方公共団体の各党各会派で十分に議論して合意されれば、認めてよいのではないかと、再度検討し、回答されたい。		鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	
(040820)	学校設置会社による大学についての消防法の緩和	消防法第17条第1項 消防法施行令別表第一	消防法施行令別表第一において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他のこれらに類するものを(七)項、また、前各項に該当しない事業場として(十五)項として、消防用設備の設置に関して規制を行っている。	C		C 特区として対応不可 消防法施行令別表第一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全(変わらない)ため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないものと考えている。		消防庁予防課 石川 03-5253-7523 ishikawa-h@fdma.go.jp	一般的な事務棟として建設された建物を、オフィスとして使用する場合と職業教育センターの大学として用いる場合とで、防災安全上異なる取り扱いをする必要性、理由は何が示されたい。 また、提案を実現できないか、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	総務省の意見は「消防法施行令別表一における項の判定に関しては、建築物の構造上の要件ではなく当該建築物の用途に応じて判定されているところであり、提案されている大学についても用途が(七)項に掲げるものと全(変わらない)ため、(十五)項として取扱うことは防火安全性が著しく損なわれるため、特区として認めるべきではないもの」と考えている。しかし、弊社がある建物を大学として用いたとしても、実態としては事務棟を用いるのと何ら異なるない用法で用いることになる。学校類似であるからといって、一般の事務棟以上に人が一度の集合するものでもなく、集合するとしても一般の事務棟で会議が行われるのと同程度の規模となる。それにも関わらず単に、用途が大学であるから形式的に基準を当てはめることは実態に即し適切な規制であるとは言えない。 さらに構造改革特別区域法第12条第1項および学校教育法第2条第1項によって認められた学校設置会社による大学は、厳格な経済合理性の追求と、資源の教育内容への集中的な投下により、消費者のニーズに適合した高度な教育を提供するという理念のもとに経営を行っており、従来の公営学校や学校法人による大学とは根本からことなる体制で大学を運営している。このため大掛かりな施設を活用するのではなく、必要最小限の施設で、資源を集中的に投下した高度な教育内容とその内容を最も効果的に伝達する環境を構築することに力点を置いている。この要請を満たすためにも、消防法の規制は大きな足かせとなっている。よって、用途が(七)に該当したとしても、実際の用法が一般的な「大学」とは異なり、一般的な「事務棟」に近接している建築物も(七)に分類するのは不合理である。	5150010	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(040590)	地方公務員の民間企業への派遣の容認	5150	5150035	株式会社東京リーガルマインド	11	地方公務員を民間企業に一定期間派遣できるようにする		現在著しく制限されている地方公務員の民間企業への派遣を緩和することを要望します。具体的には、公益性が強く派遣先企業の業務内容が以前の業務とほとんど変わらない場合等においては、地方公務員の民間企業派遣を認めるようにすることです。その例として、特区でも申請した公立保育所の保育士の私立保育所への派遣等の規制緩和を要望します。	本規制緩和によって、公立保育所の保育士の雇用を確保しつつ、弾力的な保育所運営を行うことが可能となります。よって、現在限られた自治体のみが行っている保育所の民間委託が、全国的に加速することが予想されます。保育所が民間委託されることで、費用削減や、多様な保育サービスの提供が期待できます。	公立保育所の保育士は地方公務員であり、現行法では、民間企業への派遣が原則的にできません。よって、新規開園の場合など、保育士の雇用に問題が生じない場合など、限られたケースしか保育所の民間委託を行うことができないのが現状です。また、公立保育所、私立保育所ともに短所・長所を抱えている現状において、人材の広い交流は、地域全体の保育水準の向上にも寄与することができます。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律 第二条	総務省	詳しくは、添付資料「公立保育所運営一括民間委託」、「保育総論」をご覧ください。
(040640)	選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ	5025	5025001	鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ		衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする。	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることにより、若者の政治への関心を高め、選挙への参加を促す。	近年、選挙の投票率が低下しており、特に若者の投票率の低下は深刻である。その原因の一つに中学・高校の社会科で選挙の大切さを学んでいながら、選挙権は20歳以上であり、空白の期間がある。選挙は民主主義の根幹である。教育の学習成果を活かし、若者の選挙への参加を促すため、選挙権年齢を20歳以上から、18歳以上に引き下げるものである。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第1項第2項	総務省	
(040820)	学校設置会社による大学についての消防法の緩和	5150	5150010	株式会社東京リーガルマインド	11	学校設置会社による大学についての消防法の緩和		別表第一(七)の「大学」から学校設置会社による大学を除外、別表第一(十五)の「その他の事業場」に学校設置会社による大学を含むとします。	株式会社が職業教育中心の大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済ひいては日本経済全体の活力の早期回復に貢献します。	一般的な事務棟として使用されている建物を大学として用いる場合、一般の事務棟と建物やその用法もほとんど変わらないにも関わらず、大学であることのみを理由とした規制がかけられることにより、株式会社が学校設置会社として大学を設置するにあたっての参入障壁となっているからです。	消防法施行令別表第一(七) 消防法施行令別表第一(十五)	総務省	添付資料有り

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(050270)	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。		法務省入国管理局入国管理企画官室 籾原 哲弘 3592-6852 アドレス： tm030352@moj.go.jp			5150024	株式会社東京リーガルマインド	11
(050250)	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡した。		法務省入国管理局入国管理企画官室 籾原 哲弘 3592-6852 アドレス： tm030352@moj.go.jp	貴省の回答では、国として対応することは困難」とあるが、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっては審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の承認を必要としているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないかと併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるため必要な法的根拠がないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応は僭越ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。貴省の回答は、第三次提案時と全く同じものであり、ただ日本語教育振興協会へ連絡をした旨を伝えたのみです。構造改革特別区域法の主旨に沿うならばなぜ連絡内容や協会側の回答やその理由を公開しないのでしょうか。以上のことを踏まえて再回答の際は、以下の点をお答えください。もし、貴省が協会に何ら影響を及ぼす立場にないと主張するのであれば、事実上の関係も含めて影響力行使がないという証拠、第三次と本提案で協会側に連絡した内容及び第三次と第四次で連絡内容にどのような差異を設けたのか、第三次と本提案における協会側の回答およびその理由、もし、まだ回答を得ていないのであればいつまでに回答を得て、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。	5150025	株式会社東京リーガルマインド	11
(050260)	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。		法務省入国管理局入国管理企画官室 籾原 哲弘 3592-6852 アドレス： tm030352@moj.go.jp	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか。国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は僭越ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もつと真摯な態度で対応することも可能はずです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いします。	5150026	株式会社東京リーガルマインド	11
(050260)	日本語学校の設置基準の緩和	-	-	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。		法務省入国管理局入国管理企画官室 籾原 哲弘 3592-6852 アドレス： tm030352@moj.go.jp	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのではないか。国としての審査基準の要件を明らかにすべきではないか。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは重々承知しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ所轄官庁として実質的に強い影響力を有していることに着目し、再提案したのであります。それに対する貴省の対応は僭越ながら全くもって非協力的であり、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭きません。法的な規制はありませんが、事実上の規制で貴省の意向に沿った基準が制定されていることは認めません。もつと真摯な態度で対応することも可能はずです。もし、弊社の指摘に何らかの誤解があるのであればその証拠を示していただくようお願いします。	5150027	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(050270)	日本語学校の設置基準の緩和	5150	5150024	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、設置者に校地・校舎の自己所有が義務付けられています。これは、新規学校設置者にとっては相当な負担となるので規制緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十四条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.1-2参照
(050250)	日本語学校の設置基準の緩和	5150	5150025	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、設置者に校地・校舎の自己所有が義務付けられています。これは、新規学校設置者にとっては相当な負担となるので規制緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十五条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.1-2参照
(050260)	日本語学校の設置基準の緩和	5150	5150026	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」の第二条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低修業期間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、修業期間の最低年限は原則1年以上となっています。これは、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては学習機会の減少につながっているため、修業期間を緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第二条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.3-4参照
(050260)	日本語学校の設置基準の緩和	5150	5150027	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第四条は、「日本語教育施設の授業時数は、1年にわたって1760時間以上で、かつ、1週間当たり120時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時数を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、修業期間の最低年限は原則1年以上となっています。これは、時間的・経済的に制約のある外国人にとっては学習機会の減少につながっているため、規制緩和することを提案します。また、修業期間の緩和との整合性を図るため、授業時数の緩和を提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第四条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.3-4参照

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱いのみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(050310)	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限る、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するものとされている。	E・C D-1		区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の変更については、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うものに限る、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。そして、このような著しい変更を伴わない共用部分の変更については、区分所有法第18条第1項の「共用部分の管理に関する事項」として、同法第39条第1項により、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが可能である。本要望にある、共用部分たる店舗等のリニューアル改修工事は、その具体的な内容にもよるが、通常は、建物の基本的構造部分を取り壊すなどの著しい加工を伴うものではないことから、共用部分の形状等の著しい変更に当たらず、現行法の下においても、過半数の決議によって工事は実施可能であると考えられる。仮に、店舗等のリニューアル改修工事が建物の基本的構造部分を取り壊すなどの共用部分の著しい変更を伴う工事である場合には、当該工事は、建物の強度、耐震性等に影響を与える、区分所有者全員の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、現行の4分の3以上の特別多数という決議要件を維持すべきであり、本要望のように、当該共用部分の変更についての決議要件を過半数の普通決議に緩和することは相当ではない。		法務省民事局 参事官室 局付 和田澄男 3592-7114 sw020389@moj.go.jp		5021096	社団法人日本経済団体連合会	11	
(070170)	通い箱の再輸入手続きの簡素化	関税法第67条、関税定率法第14条第11号	輸入申告の際に、当該貨物の輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	C		全国規模での規制改革要望に対する回答にてお答えしているが、平成16年度までに関係者等からのヒアリングを実施するなど、その可否を含めた対応について結論を得ることとしており、現在、関係者からのヒアリングを実施中である。 なお、ULDについては、現在、外国貨物の取扱いであり、通い箱を外国貨物の状態で管理するならばULDと同様の取扱いは可能である。ただし、外国貨物は保税地域に置くこととなっている。		財務省関税局 業務課 課長補佐 松田 係長 上野 03-3581-4111 (内2531) seiji.matsuda@mof.go.jp takahisa.ueno@mof.go.jp	全国的に検討することになっているが、当該器具毎に付されている番号等により本邦製であることが明示され同一性の確認ができる場合には、特区において先行的に輸入手続が簡素化できないか検討し回答されたい。	5111029	社団法人日本自動車工業会	11	
(080020)	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法第5条	学校の設置者とその設置する学校を管理・運営する。	C		公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育 企画課教育制度 改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext. go.jp 初等中等教育 企画課 常盤 木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext. go.jp 高等教育局大学 課 平山 5253-4111	中教審中間報告では、義務教育諸学校の管理運営を包括的に委託することについては、特に慎重に検討する必要がある、とされているが、今後どのようなスケジュールで検討するのか明らかにするとともに、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	5150016	株式会社東京リーガルマインド	11	
(080050)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(学校の管理権等の特区長への権限の委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者とその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、「骨太の方針2003」や「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育 企画課教育制度 改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext. go.jp 初等中等教育 企画課 常盤 木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext. go.jp	貴省の回答では、「現在中央教育審議会にて検討中である」とあるが、認定地方公共団体の長への権限委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう具体的に検討し回答されたい。	5150017	株式会社東京リーガルマインド	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(050310)	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和	5021	5021096	社団法人日本経済団体連合会	11	複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和【断規】		「建物の区分所有等に関する法律」17条1項の決議の必要条件を(例えば過半数程度まで)緩和すべきである。		議決の必要条件の緩和によって、店舗等のリニューアルの際の時間・コストが節約できる。また、専有部分に影響を与える場合は当該専有部分の所有者の同意が必要とされており(同17条2項)、決議の要件を緩和しても所有者の保護の観点から問題はないと考える。	建物の区分所有等に関する法律4条、同17条	法務省	一棟の建物に存在している住居、店舗、事務所、倉庫等は規約により当該建物の共用部分とすることができ(建物の区分所有等に関する法律4条2項)、共用部分の変更は区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要する(同17条1項)。このため、複合型分譲住宅内の店舗を改修する際、手続が煩雑で時間を要する。
(070170)	通い箱の再輸入手続きの簡素化	5111	5111029	社団法人日本自動車工業会	11	リターナブルラック輸入手続きの簡素化		貨物(ラック)の管理体制が確実かつ、現品にマーク等が付され本邦製であることが明示されているものについては、輸入者の自主管理に任せ、輸入の際の輸出許可書の提示を省略する扱いとして欲しい。	現地生産の拡大・部品調達等のグローバル化等に伴い、近年、KD部品・補用部品の輸出或いは部品輸入の拡大が続いているが、これらの輸送にはリターナブルラックが使われている。このラックの輸入に際しては、関税定率法第14条第11号(再輸入する容器の無条件免税)の適用を受け免税輸入しているが、免税を受けるには輸出許可書の提示が必要である。	本邦と外国との間を流通する、サイズ・形状等が異なる何万個ものリターナブルラックについて、個々の輸入に際して輸出許可書を提示し、輸出の事実を特定させることは非常に困難である。又、輸出の時期が相違するものが多いうえ、輸出港と輸入港が相違する場合には、いちいち輸出許可書を郵送するなど事務煩瑣でもある。	関税法第67条、関税定率法第14条11号	財務省	・本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。 ・重点要望項目
(080020)	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	5150	5150016	株式会社東京リーガルマインド	11	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化		学校教育法5条は、学校の設置者はその設置する学校を管理しなければならないと定めています。規制改革によって学校の設置者は、その管理を民間の事業者やNPOなどに委託することができるものとします。	公設学校の管理・運営について、公設学校の設置者は民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)に包括的に管理・運営委託することができます。公設学校のメリットを活かしつつ、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービス提供を可能にすることで、公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材を育成します。	本条項が存在することにより、公設学校を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)に包括的に管理・運営委託することができます。したがって、規制改革の実施にあつては設置者より委託を受けた事業者等が、公設学校を包括的に管理・運営できるとの文言を追加します。もはや教育の水準や質は、設置主体の権威性や正当性だけで確保できなくなっており、設置者としての責任は、活動態様による事後規制(学校評議会の設置・政策評価方式等)を導入することで十分に果たし得ると考えます。	学校教育法5条	文部科学省	添付資料P.8参照
(080050)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(学校の管理権等の特区長への権限の委譲)	5150	5150017	株式会社東京リーガルマインド	11	学校の管理権等の特区長への権限の委譲		地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、公設学校の組織編成、教育課程、施設・設備等に関する管理権限は、教育委員会にあります。しかし、規制改革によってこれを公設学校の設置主体である地方公共団体の長の権限とします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、学校の組織編成、教育課程、施設・設備等に関する管理権限が、現行法どおり教育委員会に存在するのでは、住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を没却せしめる危険性があります。管理権限を公設学校の設置主体である地方公共団体の長に移譲することで、地方公共団体は設置主体としての責任を果たすことが可能となるとともに、管理・運営を任せられた事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	本条項が存在することにより、公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、学校の組織編成、教育課程、施設・設備等に関する管理権限は教育委員会に存在することになります。従って、規制改革の実施にあつてはこれらの管理権限を、公設学校の設置主体である地方公共団体の長に委譲するとの例外規定を設けます。管理権限を公設学校の設置主体である地方公共団体の長に委譲することで、地方公共団体は設置主体としての責任を果たすことが可能となるとともに、事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律32条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律33条	文部科学省	添付資料P.9参照

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(080060)	校長 教員の資格に関する規定の適用除外(公設民営学校)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003」や 構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext.go.jp	貴省の回答では、現在中央教育審議会にて検討中である」とあるが、その検討の内容に、校長及び教員の資格に関する規定を設置者が定めることについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。 また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう 具体的に検討し回答されたい。		5150018	株式会社東京リーガルマインド	11
(080070)	教育職員免許状制度の適用除外(公設民営学校)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003」や 構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext.go.jp	中央教育審議会の中間報告では、委託が行われた場合であっても、教員の資格については、通常の学校と同様、教育職員免許法が適用されるものである」とあるが、教員免許を有しない者の教員採用についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。		5150019	株式会社東京リーガルマインド	11
(080080)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003」や 構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext.go.jp	貴省の回答では、中央教育審議会にて審議中」とあるが、教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。		5150020	株式会社東京リーガルマインド	11
(080090)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の任命に係る権限の校長への委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003」や 構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (@xt.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (@xt.2079) ytokiwa@mext.go.jp	貴省の回答では、中央教育審議会にて審議中」とあるが、教職員の任命に係る権限の校長への委譲についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。		5150021	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(080060)	校長・教員の資格に関する規定の適用除外(公設民営学校)	5150	5150018	株式会社東京リーガルマインド	11	校長・教員の資格に関する規定の適用除外		学校教育法8条は、校長及び教員の資格に関する事項は、文部科学大臣が定めるとしています。しかし、規制改革によって公設民営学校においては、設置者が定めるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、校長・教員の資格に関する要件(規制)が撤廃されなければ、住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。特区の趣旨を最大限生かすためには、事業者等が資格に関する規制にとらわれることなく、自由に学校長を任命することができ、また、教員については学校長が資格に関する規制にとらわれることなく自由に任命できるようにすべきであります。そうすることで、事業者等は、現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、本条項が存在することにより、実際に日々の教育サービスを提供する校長や教員を事業者等がその判断で自由に任命する際の障害となる可能性があります。校長・教員資格要件を適用除外とすることで、管理・運営を任せられた事業者等は、現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	学校教育法 8条	文部科学省	添付資料 P.9参照
(080070)	教育職員免許状制度の適用除外(公設民営学校)	5150	5150019	株式会社東京リーガルマインド	11	教育職員免許状制度の適用除外		学校教育法3条1項は、教育職員は同法により授与する免許状を有するものでなければなりません。しかし、規制改革によって公設民営学校においては教員職員に免許状を不要とします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、教育職員の資格に関する要件(規制)が撤廃されなければ、住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、事業者等により任命された学校長がその強い指導力によって、資格に関する規制にとらわれることなく自由に教育職員を任命することができるようにすべきであります。そうすることで、事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、本条項が存在することにより、事業者等により任命された学校長が実際に日々の教育サービスを提供する教育職員を自由に任命する際の障害となる可能性があります。教育職員の資格要件を適用除外とすることで、事業者等は、現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	学校教育法 3条 1項	文部科学省	添付資料 P.9参照
(080080)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	5150	5150020	株式会社東京リーガルマインド	11	教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲		学校教育法13条は、校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、大学附置の学校以外の公立学校においては校長及び教育委員会の教育長の選考により行うと定めています。しかし、規制改革によって校長の採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等ができるものとし、教員採用及び昇任については、校長ができるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、校長の採用並びに教員の採用及び昇任が事業者又は校長によって自由にできなければ、住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、校長の採用については事業者ができるものとし、教員採用及び昇任については、校長ができるものとすべきであります。そうすることで、事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、本条項が存在することにより、実際に日々の教育サービスを提供する校長の採用並びに教員の採用及び昇任を自由にできなくなる可能性があります。校長の採用は事業者等ができるものとし、教員の採用及び昇任については校長ができることとすることで、事業者等は、現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	教育公務員特例法 13条	文部科学省	添付資料 P.10参照
(080090)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の任命に係る権限の校長への委譲)	5150	5150021	株式会社東京リーガルマインド	11	教職員の任命に係る権限の校長への委譲		地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条は、教育委員会の所管に属する学校の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命すると定めています。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等又は校長ができるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、校長、園長、教員等の採用に関し事業者又は校長が自由にできなければ、住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、校長、園長、教員等の採用については事業者又は校長が自由にできるものとすべきであります。そうすることで、事業者等は現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、本条項が存在することにより、実際に日々の教育サービスを提供する校長、園長、教員等の採用を自由にできなくなる可能性があります。校長、園長、教員等の採用は事業者等ができるものとし、教員の採用及び昇任については校長ができることとすることで、事業者等は、現行法の枠にとらわれることなく、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条	文部科学省	添付資料 P.10参照

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(080100)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲)	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003「や 構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (ext.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (ext.2079) ytokiwa@mext.go.jp	貴省の回答では、中央教育審議会で審議中」とあるが、県費負担教職員の任命権を校長に委譲することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。仮にそうでないとするならば、提案が実現できないか具体的に検討し回答されたい。	5150022	株式会社東京リーガルマインド	11	
(080322)	高等学校における職業教育の実施	学校教育法施行規則24条、24条の2、25条、53条、54条、54条の2等	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		構造改革特別区域基本方針別表に記載のある 構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により実施可能である。		初等中等教育局教育課程課教育課程企画室 西川 和孝 3581-4009 e-mail:kazu@mext.go.jp			5150001	株式会社東京リーガルマインド	11
(080330)	教員免許を有しない者の教員採用	教育職員免許法第3条の2、第5条	担当する教科の専門的な知識経験や技能等を有する社会人については、任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、特別免許状を授与することができる。また、免許状を有しない者については、任命又は雇用しようとする者から都道府県教育委員会への届出により、非常勤の講師として教科の領域の一部の教授等を担任することができる。	D-1		教員免許状を有しない優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能である。		初等中等教育局教職員課 日比 謙一郎 TEL:03-3593-6274 E-mail:hibi@mext.go.jp			5150001	株式会社東京リーガルマインド	11
(080540)	教職員初任者研修実施の民間企業参入	地方公務員法第三十九条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条、第四十五条、第五十八条、第五十九条 教育公務員特例法第十九条、第二十条の二	初任者研修制度は、初任者に対して、採用の日から1年間にわたり、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、任命権者に対して、組織的、計画的な研修を行うよう義務付けている。	D-1		初任者研修は、初任者に対する職務研修として実施するものであり、年間指導計画の作成、指導教員の任命等、任命権者が一義的な責任を持って、実施することが必要であるが、研修プログラムの内容に応じて、民間への委託等の方法により実施することが効果的、効率的と考えられるようなものについては、任命権者の判断により共同で実施することも可能である。 また、初任者研修の実施期間については、条件付採用期間と一体をなすものとして、1年と設定されている。なお、任命権者は、初任者研修以後も、教職経験等に応じて、独自に必要な研修を実施しているところである。		文部科学省初等中等教育局教職員課研修支援係長 高井修 03(3581)2228 takai@mext.go.jp	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	5150058	株式会社東京リーガルマインド	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(080100)	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担職員に委任に係る権限を校長に委譲)	5150	5150022	株式会社東京リーガルマインド	11	県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条は、県費負担職員の任命権は都道府県委員会に属すると定めています。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者が採用した校長ができるものとします。	公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとなっても、県費負担職員の採用に関し校長が自由にできなければ、公設学校のメリットである比較的安価な授業料で住民のニーズに合う多様な教育サービスを提供するという本特区の趣旨を実現できません。規制改革の趣旨を最大限生かすためには、県費負担職員の採用については校長が自由にできるものとするべきであります。そうすることで、事業者等は現在の公設学校の比較的安価な授業料を維持しつつ、現行法の枠にとらわれることなく住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	公設学校の包括的な管理・運営を民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)が実施できることとして、本条項が存在することにより、事業者等の採用した校長が、採用したい教員を県費負担職員として採用することが困難となります。県費負担職員の採用は校長ができるものとするとして、事業者等は現在の公設学校の比較的安価な授業料を維持しつつ、現行法の枠にとらわれることなく住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条	文部科学省	添付資料 P.10参照
(080322)	高等学校における職業教育の実施	5150	5150001	株式会社東京リーガルマインド	11	高等学校における職業指導の実施		「文部科学省告示第130号」一総則(2)「学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科科目を設けることができる」と規定しています。この規定の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	高等学校学習指導要領に新教科「職業教育」を導入します。 新教科「職業教育」の担当教育職員として社会人を活用します。	高校生の勤労観、職業観が十分に育成されていないために、就職内定率の低迷と就職後の早期離職に繋がっています。そこで、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	文部科学省の「文部科学省告示第130号」	文部科学省	添付資料「職業教育」ご提案 高校での
(080330)	教員免許を有しない者の教員採用	5150	5150001	株式会社東京リーガルマインド	11	高等学校における職業指導の実施		「文部科学省告示第130号」一総則(2)「学校においては、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にかかわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科科目を設けることができる」と規定しています。この規定の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	高等学校学習指導要領に新教科「職業教育」を導入します。 新教科「職業教育」の担当教育職員として社会人を活用します。	高校生の勤労観、職業観が十分に育成されていないために、就職内定率の低迷と就職後の早期離職に繋がっています。そこで、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職員として社会人を活用することを提案します。	文部科学省の「文部科学省告示第130号」	文部科学省	添付資料「職業教育」ご提案 高校での
(080540)	教職員初任者研修実施の民間企業参加	5150	5150058	株式会社東京リーガルマインド	11	教職員初任者研修実施の民間企業参加		教育公務員特例法二十条の二を改正し、現行法では各自治体の教育委員会が実施している初任者研修を民間事業者にも実施できるようにします。また現行法では1年間で行うと定められている初任者研修も1年間から3年間と幅を持たせ、各学校が弾力的に研修を行えるようにします。	様々な研修プログラムを準備し、各自治体あるいは各学校に売り込んでいきます。教育委員会と協力、競争をしていくことで質の高い研修プログラムを提供できます。これにより、良質の研修を提供でき、教職員全体のレベル向上につながります。	現行の教育公務員特例法においては教職員の研修は各教育委員会が実施することとされていますが、現在社会の中での教育問題を見てみると教職員がらみの問題が多いことから、教職員の研修を教育委員会のみが提供するのでは教職員の質の向上に限界があります。規制緩和により民間企業も教職員研修を実施できるようにすることで研修制度の質を上げ、もって教職員の質の向上を図り教育環境の整備を行うことが必要であることがえられたためです。	教育公務員特例法 20条の2	文部科学省	添付資料 1.教職員研修制度の改善の必要性 2.弊社の提案する初任者研修制度

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(080610)	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえでのものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。	5146001	東京都千代田区	11
(080610)	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法、児童福祉法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	D-1		経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現に向けた検討を進めている。 なお、地方公共団体が、この「総合施設」とは別に、既存の幼稚園と保育所とは別の独自の施設を設置することは現在でも可能である。		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp			5150036	株式会社東京リーガルマインド	11
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園の施設の基準は幼稚園設置基準において規定されている。	D-1		幼稚園と保育所の設置基準は最低規準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「幼稚園と保育所の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、施設基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える。	5146005	東京都千代田区	11
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。	D-1 D-2		幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。 (たとえば、職員室を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない) 保育室については、特区第3次提案を受けて特別措置を設け、共用することを可能としたところ。(8.23)		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「幼稚園と保育所の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。		5150040	株式会社東京リーガルマインド	11
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	学校教育法施行規則第74条	幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。	D-1		幼稚園と保育所は、保育上支障がない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。 (たとえば、運動場を幼稚園と保育所で別々に用意する必要はない)		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「幼稚園と保育所の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。		5150041	株式会社東京リーガルマインド	11
(080640)	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	幼稚園設置基準第3条、第5条第1項	幼稚園では35人以下の幼児で構成される1学級につき一人以上の専任の教諭を配置しなければならない。 (保育所は0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名を置くこととなっている。)	D-1		幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以内の1学級につき教諭1名以上を置く)は最低基準であり、地域の事情等に応じて、自治体等がそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。		初等中等教育局幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「幼稚園と保育所の職員配置基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える。	5146004	東京都千代田区	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(080610)	幼稚園と保育所制度の一元化	5146	5146001	東京都千代田区	11	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の創設		未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう第三の制度(幼保一元化施設)を創設する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分している現行制度は20世紀の遺物である。21世紀型の乳幼児育成施設(幼保一元化施設)を構築する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	児童福祉法、学校教育法等全般、児童福祉法施行令全般、文部科学省令、厚生労働省令全般	文部科学省 厚生労働省	本項は本区が求める最終的な幼保一元化策である。事項番号4～7は本項が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(080610)	幼稚園と保育所制度の一元化	5150	5150036	株式会社東京リーガルマインド	11	文部科学大臣による学校設置基準の一部適用除外		新たに幼稚園を設置する場合、保育所設置要件(児童福祉法、児童福祉施設最低基準等)と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	学校教育法第三条	文部科学省	別紙P12参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	5146	5146005	東京都千代田区	11	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一と柔軟化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の施設基準を柔軟化する。	子どもの育成環境を、保護者の就労形態等で区分せず、同一の施設基準で育成するとともに、その基準を柔軟化する。	本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法施行規則第74条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第3章、児童福祉法第45条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第32条	文部科学省 厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	5150	5150040	株式会社東京リーガルマインド	11	幼稚園設置基準第八条の一部適用除外		新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十二条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	幼稚園設置基準第八条	文部科学省	別紙P14参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(080630)	保育所と幼稚園の施設設備基準の統一	5150	5150041	株式会社東京リーガルマインド	11	幼稚園設置基準第九条の一部適用除外		新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十二条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	幼稚園設置基準第九条	文部科学省	別紙P14参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(080640)	保育所と幼稚園の職員配置基準の統一	5146	5146004	東京都千代田区	11	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一と柔軟化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の配置基準を柔軟化する。	就学前児童の育成環境(教職員環境)を統一・柔軟化する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則第74条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第5条、児童福祉法第45条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第33条	文部科学省 厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(080650)	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	学校教育法施行規則第76条	幼稚園の保育内容の基準は幼稚園教育要領に定められている。	D-1		幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保しているため、各園において0歳から5歳児までの育成方針を策定することは、現行制度上でも可能である。		初等中等教育局幼児教育課小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園 保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合 一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護 教育を受けられないことを問題にしているのがある。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。本区が平成14年4月に創設した幼保一元施設「いずみこども園」では、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合した独自の「乳幼児育成方針」に基づき、児童の健全育成にあたっているが、国として、幼稚園や保育所に区分されない、0歳から就学前までを見通す一環した育成方針を策定するべきである。	5146002	東京都千代田区	11
(080660)	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	教育職員免許法第4条、第5条、児童福祉法第18条の6	幼稚園教諭は幼稚園教諭免許を、保育士は保育士資格をそれぞれ有することが必要である。	C		規制改革推進3か年計画」に基づき、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくするための方策を検討し、平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。		初等中等教育局幼児教育課小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	提案は、「保育士と幼稚園教諭の資格の一元化を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	文部科学省の回答は、現行の幼稚園 保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。「幼稚園教諭」といっても低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合 一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすくする経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一し一元化するべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」においても、統一資格者が求められることになると思われる。	5146003	東京都千代田区	11
(080720)	保育所と幼稚園の管理者の一元化	幼稚園設置基準第5項第4条	幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。	D-1		幼稚園の園長は保育所長を兼ねることができる。		初等中等教育局幼児教育課小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	弊社の提案の趣旨は幼稚園の園長と保育所長を兼ねるのではなく、一つの新たな管理者資格を創設することです。添付資料で述べたように同一人物の資格併有では、対外的な交渉に混乱をきたす、手続が煩雑になるなど無意味なコストがかさみます。そのような事態を打破するために本案を提出しましたが、この点について貴省からの回答では、全く触れられておりません。ご検討の上、回答をお願いいたします。	5150042	株式会社東京リーガルマインド	11
(080730)	認定自治体の長による幼稚園教員資格の付与	教育職員免許法第5条	幼稚園教員の免許状は、教育職員免許法等に定める基準に基づき、授与権者である都道府県教育委員会が授与することとなっている。	C		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、教育職員免許法等に定める基準により、都道府県教育委員会が授与することが適当である。 現状においても、特区において特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たしていれば、必要な者に支障なく免許状の授与が行われているとともに、毎年4万件弱ほど幼稚園教員免許状が授与されており、特区において優れた人材を確保する上で支障をもたらしているとは考えられない。		初等中等教育局幼児教育課小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.g o.jp	この提案は、地方自治体が地域にあった教員を登用するため、幼稚園教員資格を付与する基準を自ら定め、資格を付与しようとするものである。貴省の回答では、教員免許状授与について(全国的に)一定基準を確保する必要があるとしているが、免許の有効な範囲を当該地方自治体に限定するなどの一定の条件を付すことにより、権限を委譲できるのではないかと、具体的に検討し回答されたい。 また、地域再生の推進に当たって、権限の委譲が重要であることから、提案の趣旨が実現できるよう、具体的に検討し回答されたい。	5150045	株式会社東京リーガルマインド	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(080650)	保育所保育指針と幼稚園教育要領との統合	5146	5146002	東京都千代田区	11	幼稚園教育要領」と保育所保育指針」の統合		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。	就学前児童が一貫した育成方針による養護教育を受けられるよう総合的な乳幼児育成方針を策定する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護教育を受けられないこと自体が問題である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第77・78・79条、学校教育法施行規則第76条、平成10年文部省告示第174号「幼稚園教育要領」、平成11年厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針」	文部科学省 厚生労働省	
(080660)	保育士と幼稚園教諭の資格の一元化	5146	5146003	東京都千代田区	11	幼稚園教諭」と保育士の資格の一元化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるよう「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を一元化する。	就学前の児童が「幼稚園教諭」と「保育士」から別々に教育や養護を受けるのではなく、同一資格者が一貫した方針のもとで児童を育成できるようにする。	所管省庁が主張する「幼稚園教諭」と「保育士」の両資格を取得しやすくなるという程度の対応では抜本的な解決となり得ない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第81条、教員職員免許法第3条、児童福祉法施行令第13条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第5条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第33条	文部科学省 厚生労働省	
(080720)	保育所と幼稚園の管理者の一元化	5150	5150042	株式会社東京リーガルマインド	11	学校教育法第八十一条の一部適用除外		近隣の保育所と幼稚園の設置管理者が同一人物の場合、管理者を一元化し、園長を配置しなくてもよいこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができま	民間事業者の過度なコスト負担を防ぐためです。管理者を一元化することで手続の煩雑化を防ぎ、こども園の設立・運営が円滑化できます。	学校教育法第八十一条	文部科学省	別紙P14-15参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(080730)	認定自治体の長による幼稚園教員資格の付与	5150	5150045	株式会社東京リーガルマインド	11	学校教育法第八条の規定の一部除外		幼稚園教員資格を付与する基準を自治体が独自に創設し、長の名において資格付与できるようにいたします。	保育士と幼稚園教員免許の併有を促進することで、利用者の多様な保育ニーズに応えていきます。	就学前教育において保護者が求める教育内容は多様であり、教員に必要な能力も当然異なります。地方自治体が判断することで各地域の実情に合った教員を登用することができます。	学校教育法第八条	文部科学省	別紙P15参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(080740)	幼稚園の入園年齢の緩和	学校教育法第80条	幼稚園に入園できる者は、満3歳から小学校就学前の幼児とされている。 特例番号806において、満2歳になった翌日以降の年度の初めから幼稚園に入園することが可能となっている。	D-2		特例番号806において、満2歳になった翌日以降の年度の初めから幼稚園に入園することのできる特例を措置済である。		初等中等教育局 幼児教育課 小野 5253-4111 (ext.2375) wonyo@mext.go.jp	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	弊社の提案の趣旨は、入園年齢を引き下げることを目的としているのではなく入園年齢を緩和し、保護者の求めに応じて何歳からでも幼稚園段階の教育を施すことを可能とすることです。児童によって発達段階は異なるにも関わらず年齢で区切ることに合理性は見当たりません。いかなる年齢からでも幼稚園教育を開始できるように改正すべきです。万が一、弊社の提案に合理性がないと判断されるのであれば、なぜ利用者の要望よりも国の基準を優先させるべきであるのか、また、なぜその年齢基準に妥当性があると考えられるのか及び根拠の列挙、貴省の判断が正しいと確認できる客観的証拠、以上の点を納得できるようご回答いただけるようお願いいたします。	5150048	株式会社東京リーガルマインド	11
(080880)	学校評議会制度の大学・高校等への導入	学校教育法第5条	学校の設置者がその設置する学校を管理・運営する。	C		本提案の前提である公立学校の民間への管理運営委託の在り方については、骨太の方針2003」や構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、現在、中央教育審議会において検討中である。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (ext.2586) syokyo@mext.go.jp 初等中等教育企画課 常盤木 5253-4111 (ext.2079) ytokiwa@mext.go.jp	提案は、公立学校の民間への管理運営の委託の在り方についてきていているものではなく、学校評議会制度を大学・高校等へ導入するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	5150023	株式会社東京リーガルマインド	11	
(080910)	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置に設けるものとなっているが、運動場も含め校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2		大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次要望への対応において、「運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場、体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区においての対応が決定されているところ。		高等教育局大学課 平山大 (03-3581-7476) (dai@mext.go.jp)	提案は、「保健体育科目を設ける場合以外、運動場の設置を不要とする」ことを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	5021058	社団法人日本経済団体連合会	11	
(080910)	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	特区省令予定	運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置に設けるものとなっているが、運動場も含め校地については、構造改革特区においてはやむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10㎡)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	D-2		大学設置基準における運動場に関する要件については、構造改革特区第3次要望への対応において、「運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場、体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。」こととされており、特区においての対応が決定されているところ。		高等教育局大学課 平山大 (03-3581-7476) (dai@mext.go.jp)	提案は、「保健体育科目を設ける場合以外、運動場の設置を不要とする」ことを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	5150011	株式会社東京リーガルマインド	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(080740)	幼稚園の入園年齢の緩和	5150	5150048	株式会社東京リーガルマインド	11	入園年齢の緩和		幼稚園入園年齢要件を満3歳以下に引き下げます。	こども園においては、3歳に満たない児童に対しても教育を施します。	早期からの教育を望む保護者の要望に応えるためです。	学校教育法第八十条	文部科学省	別紙 P16参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(080880)	学校評議会制度の大学・高校等への導入	5150	5150023	株式会社東京リーガルマインド	11	学校評議会制度の大学・高校等への導入		大学等においても、高等学校以下においても、学校評議会委員制度を明確に義務付けます。	これからの教育サービスの提供は、主体による事前規制から活動態様による事後規制にシフトするべきであり、規制改革の実施にあたっては、学校の設置者が公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)に委託した場合にその責任を果たすためにも、学校評議会委員制度を義務付けることが必要であります。規制改革にて公教育の公設民営を実現することで、住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となり、ひいては公設学校の活性化を図り、時代の変化に対応できる柔軟で独創的な発想力とリーダーシップを発揮できる人材の育成が可能となります。	現行法のままでも、大学等・高等学校以下いずれにおいても、学校評議会を置くことができます。しかし、教育の公設民営に関する議論では、公設民営方式では、保護者・子どもに対して公教育の水準の確保及び質の保障に責任を負うべき学校設置者の責任を果たすことが困難」との理由で公設民営に対する反対論が根強く存在します。学校の設置者が公設学校の包括的な管理・運営を、民間の事業者・NPO等(以下「事業者等」という)に委託した場合、その責任を果たすためにも学校評議会委員制度を義務付けるには必要であり、かつ設置を義務付けることで上記批判を封じ、教育の公設民営が実現すれば、事業者等による住民のニーズに合う多様な教育サービスの提供が可能となります。	学校教育法施行規則第23条の3、第65条第1項、国立大学設置法第7条の2	文部科学省	添付資料 P.11参照
(080910)	大学設置基準における「運動場」に関する要件の緩和	5021	5021058	社団法人日本経済団体連合会	11	大学設置基準改正(運動場設置規定の改正)【新規】	828	運動場の設置が不要となるよう、大学設置基準第35条を以下のように改正すべきである。 教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合、運動場を設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携による措置をおこなう。 ただし、教育課程の編成上、運動場を必要としない場合は、この限りでない。」		工業(場)等制限法の廃止にともない、都市部の利便性が高い場所に新大学を設立しようとする取組みが加速することが期待されるが、一方で、運動場の設置を必須とすることは、こうした取組みを阻害する。 平成3年6月の大学設置基準等の改正により、保健体育科目4単位以上の取得を学生の卒業要件とする規制が廃止されたため、大学は保健体育科目を教育課程に取り入れる必要がなくなった。にもかかわらず、運動場の設置を必須とするのは矛盾である。 教育課程の編成上、体育実技の授業科目をもたない大学にとって、運動場は教育上不要であり、このような大学に対しても運動場の設置を必須とすることは、極めて不合理である。	大学設置基準第35条	文部科学省	大学設立にあたり、運動場の設置が必要条件とされている。設置にあたっては、原則同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむをえない場合には適当な位置に運動場を設けることとされている。
(080910)	大学設置基準における「運動場」に関する要件の緩和	5150	5150011	株式会社東京リーガルマインド	11	大学設置基準の緩和	828	大学設置にあたって運動場の設置が不要となることを認めるよう、大学設置基準第35条を改正し、教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合に限り、運動場を設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携による措置をおこなうこととします。	株式会社が職業教育中心の大学を設置・運営することにより、若年者の失業・未就職問題等の早期解決に寄与し、地域経済ひいては日本経済全体の活力の早期回復に貢献します。	運動場の必置は都市部での新大学設立に対する参入障壁になっているためです。平成3年6月の出学設置基準等の改正により、保健体育科目を教育課程に取り入れる必要がなくなったにもかかわらず、運動場の設置を必須とするのは矛盾であります。体育実技の授業科目をもたない大学にとって、運動場は教育上不要であり、このような大学に対しても運動場の設置を必須とすることは、極めて不合理であります。	大学設置基準第35条	文部科学省	添付資料有り

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(081040)	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学の容認	学校教育法第55条の2、第69条の2第8項、第70条の9、第82条の10、学校教育法施行規則第68条の2、第70条の73、第72条の6、第77条の8	大学への編入学については、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程から行うことが認められている。これは、編入学前の学校等における教育の内容等が、学校教育法体系の中で制度的に担保されていることをもって認められているものであり、このような制度上の担保のない技術短期大学校の修了者の大学への編入学は認めることができない。	C		大学への編入学については、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程から行うことが認められている。これは、編入学前の学校等における教育の内容等が、学校教育法体系の中で制度的に担保されていることをもって認められているものであり、このような制度上の担保のない職業能力短期大学校の修了者の大学への編入学は認めることができない。		高等教育局大学課 平山大 (03-3581-7476) (tai@mext.go.jp)	貴省の回答では、制度上の担保のない職業能力短期大学校」とあるが、短期大学・高等専門学校・一定の要件を満たす専修学校専門課程とその修了者について、何が異なるのか具体的に示されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	教育は、学校教育法に基づく画一的なルートのみにおいてなされるだけでなく、各個人が望む多様な教育キャリアプランを提供するため、他法令に基づき設置されている教育訓練機関からの学生の受入れについても積極的に検討すべきと考えます。なかでも職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校は、厚生労働省の基準に則した訓練期間、訓練時間、教科及び設備による訓練教育を行っており、特例として編入学試験受験資格を付与することは妥当であると考えます。職業能力開発短期大学校修了生に大学への編入学資格を付与することにより、県内の大学との連携を深め、より高度な技術や知識を習得した人材の育成を行い、地域産業の高付加価値化の推進が図れるものと考えます。	5119008	長野県	11
(081080)	メディアを利用し教室外で履修する単位数の制限の緩和	大学通信教育設置基準第6条	インターネットを活用するなどのメディアを活用した授業などにより、124単位以上を取得することが大学を卒業する要件となっているところ。	D-1		多様なメディアの活用による教室以外の場所での履修における単位認定については、卒業要件124単位のうち60単位を超える遠隔授業の履修に関しては、大学通信教育設置基準の適用により可能となっているところ。		高等教育局大学課 平山大 (03-3581-7476) (tai@mext.go.jp)			5150007	株式会社東京リーガルマインド	11
(081090)	大学通信教育の認可制度の撤廃	学校教育法第4条 学校教育法施行令第23条	大学において通信教育を開設しようとする者は、学校教育法第4条により、設置基準に従って文部科学大臣の認可を受けなければならない。	C		通信教育を新たに開設する場合、質保証・学生保護等の観点から、設置主体の如何によらず、認可が必要である。		高等教育局 高等教育企画課 法規係 佐藤 (03-5253-4111 (内線2482) h-sato@mext.go.jp			5150012	株式会社東京リーガルマインド	11
(081520)	総合子育て学園と学校構造改革(修業年限の緩和)	教育基本法第4条 学校教育法第19条(第22条、第27条)、第37条(第39条)、第46条、第55条。	教育基本法第4条により9年間の義務教育が定められている。 学校教育法第19条、第37条、第46条及び第55条により、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の修業年限が定められている。 なお、学校教育法第22条及び第39条により、小・中学校への就学義務が課せられ、第27条で学齢に達しない子女は小学校に入学させることができないことが定められている。	E		提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題になじまない提案である。		生涯学習政策局政策企画係長 高田行紀 (03-5511-0855 yukinori@mext.go.jp	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答されたい。		5120001	任意団体	11
(081530)	学校構造改革に係る学校名の変更	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題になじまない。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 (5253-4111 (ext.2586) svokyo@mext.	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答されたい。		5120002	任意団体	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(081040)	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学の容認	5119	5119008	長野県	11	職業能力開発短期大学校卒業生の大学への編入学受験資格の認定について		大学への編入学資格が認められていない職業能力開発短期大学校卒業生に編入学受験資格を認定する。」	長野県の工科短期大学校の卒業生の中には、大学への編入学を希望するものがあり、現在は、大学への編入ができないため、大学への進学を断念している。大学への編入学を希望する卒業生のために編入を可能としたい。	学校教育法では、短大、高等専門学校、専修学校専門課程の卒業・修了者に対して、大学への編入学を認めています。 一方、職業能力開発促進法に基づき設置されている職業能力開発短期大学校(本県の場合は、工科短期大学校が該当)の卒業生は、大学への編入学が認められていません。能力・意欲ある学生の進路選択の幅を広げるためにも、大学への編入学の受験資格を与えるよう関係法令について所要の改正を行うよう提案します。	学校教育法 第55条の2、第69条の2、第70条の9、第82条の10関係 学校教育法施行規則 第70条の7、第72条の6、第77条の8関係 職業能力開発促進法	文部科学省	
(081080)	メディアを利用し教室外で履修する単位数の制限の緩和	5150	5150007	株式会社東京リーガルマインド	11	大学メディア教育改革		多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる単位数は、卒業の要件として修得すべき124単位のうち、60単位を超えないものとする」と解釈される。「大学設置基準」第三十二条第四項を撤廃する。	eラーニング教材等、高度なIT技術を駆使した遠隔教育を大学が全面的に提供することが可能となることで、遠距離通学の負担や時間的制約を解消しつつ、社会人の大学学位取得が促進される。これは、高度知識を修得する社会人の増加によって、日本経済の生産性が飛躍的に向上することに結びついていく。	社会人の大学教育需要が高まる趨勢において、時間的制約を解消し、かつ遠隔教育を可能とする「多様なメディア」(eラーニング教材も含まれる)の積極的活用が必要不可欠である。この趣旨に沿って、平成十三年三月三〇日文科省通知の「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」により、「大学通信教育設置基準」第六条第二項で、卒業に必要な124単位のすべてを、メディアを利用して行う授業により修得することが可能とされているところである。それにもかかわらず、「大学設置基準」のほうでは、第三十二条第四項において「多様なメディア」による授業の卒業要件取得単位数が60単位以内に制限されたままとなっており、著しく整合性を欠いている。この不整合が、「多様なメディア」による大学教育の全面的展開を躊躇させ、ひいては社会人の大学教育の学習機会を妨げる原因につながっていると考えられるため、趣旨に反して残存している「大学設置基準」第三十二条第四項を撤廃する必要がある。	「大学設置基準」第三十二条第四項(文部科学省の省令レベルに相当)	文部科学省	添付資料 1社会的ニーズに対応した大学教育とは 2法令等の問題の所在 3望まれる改革の方向性
(081090)	大学通信教育の認可制度の撤廃	5150	5150012	株式会社東京リーガルマインド	11	大学通信教育の認可制度の撤廃		現行法令上、新たに大学通信教育を実施する場合には文部科学大臣の認可が必要となるが、既に大学設置認可を取得している株式会社立大学の場合は、現行の認可制度を撤廃します。	職業教育を実施する「LEC東京リーガルマインド大学」の平成16年4月の開校と同時に大学通信教育を設置します。これにより地理的問題から通学が困難な学生に対しても職業教育を施すことが可能となり、もって若年者の失業・未就職等の問題の解決に寄与し、日本経済全体の活力回復に一定のインパクトを与えることができます。	第二次構造改革特区において大学設置認可を得ている株式会社は、その教育サービスの内容を、大学としての教育水準を満たしていることと文部科学大臣に認められていることとあり、さらに認証評価(学校教育法第69条の3第2項)を受けていることから、質の確保のための方策は既に満たされていると考えられます。その上で株式会社立大学の行う大学通信教育に対して認可取得を義務づけることは過度な規制であり、民間活力の有効活用などの規制緩和の趣旨にも反することになります。	「大学等の申請手続き等に関する規則」第6条(文科省令第46号) 「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部」(文科省告示第54号)	文部科学省	添付資料有り
(081520)	総合子育て学園と学校構造改革(修業年限の緩和)	5120	5120001	任意団体	11	学校構造改革と6334制の変革(修業年限について)		修業年限を別に割り振ることが出来る。 19条小学校舎で10年。 37条中学校舎で7年。46条高校校舎で3年。55条大学校舎で2年。 6334制から10・7・3・2制へ変革。	総合子育て学園を現小学校舎に改造実施。マイナス1歳から9歳児まで総合一貫教育(社会自立職業学校(7年制)を現中学に実施。社会を体験学習することで自らの勉強の意義価値を知る。 専門専攻マスター学校(3年制)を現高校に実施。より高等の意識や技術を身に付け社会で発揮貢献しようとする。専門大学、社会人大学(2年制)研究大学を現大学に実施(生涯学習、生涯発明研究として)、入学自由、学ぶ目標も自由。ただ免許資格こそ全国標準で卒業試験を課し認定する。	昭和22年に米国教育使節団に勧告された6334制は、既に主目的は果たされた。が、子育ての実情や日本経済、国際化の動向を鑑み、無駄と不足の事態、例えば核家族による躰や保育力の激減、幼少時の不平等教育を起因とする学力不足、そして愛の絆の経験不足と思われる少年凶悪犯罪の増加が目立つ。そして大志や生き甲斐を見出せず自らのパワーで自滅する少年達、社会責任意識や職業意識低成長のハイティーンをどうするか。受験勉強は過剰、社会情勢の学習不足者は多く(未来を築く)にならない。今こそ目的のある学校構造を提案。	学校教育法 19条、37条、46条、55条、。	文部科学省	添付資料 表 制度の内容 想定教育制度 図
(081530)	学校構造改革に係る学校名の変更	5120	5120002	任意団体	11	学校構造改革と目的別学校名		新しい学校名を許可する。 小学校舎を総合子育て学園。 中学校舎を社会自立職業学校。 高校校舎を専門専攻マスター学校。	各学校は、その現在の形のままで新教育構造の名称に変える。	各学校の特徴や段階的教育目的からその名(例)を示す。	学校教育法 第1条	文部科学省	添付資料 表 制度の内容 想定教育制度 図

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(081540)	学校構想改革による義務教育の年限の変更	教育基本法第4条	国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う	E		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など、規制改革の問題になじまない。		初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室 次田 5253-4111 (ext.2586) syokyo@mext.go.jp	提案主体の提案について、具体的に検討し、回答されたい。		5120003	任意団体	11
(081560)	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	-	-	E		国の規制でない。 (出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)		文部科学省高等教育局留学生課 沼尻 田中 03-5253-4111 (ext.2625,3433)			5150024	株式会社東京リーガルマインド	11
(081570)	日本語教育施設の校舎の自己所有要件の緩和	-	-	E		国の規制でない。 (出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。 (注)構造改革特区第3次提案時の構造改革特区推進室からの検討要請において、法務省より文部科学省への協議なしに回答している。)		文部科学省高等教育局留学生課 沼尻 田中 03-5253-4111 (ext.2625,3433)			5150025	株式会社東京リーガルマインド	11
(081580)	日本語教育施設における最低修業期間の緩和	-	-	E		国の規制でない。 (出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)		文部科学省高等教育局留学生課 沼尻 田中 03-5253-4111 (ext.2625,3433)			5150026	株式会社東京リーガルマインド	11
(081590)	日本語教育施設における最低授業時数の緩和	-	-	E		国の規制でない。 (出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編成に基づき、法務省が主体となって当該提案に対して回答するのが適当である。なお、今後の構造改革特区推進室からの検討要請に対する回答は法務省が行うのが適当である。)		文部科学省高等教育局留学生課 沼尻 田中 03-5253-4111 (ext.2625,3433)			5150027	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(081540)	学校構想改革による義務教育の年限の変更	5120	5120003	任意団体	11	10・7・3・2制と17年の義務教育(その1)幼児の義務教育		幼児教育は義務教育に出来る。親には乳幼児教育を受けさせる権利があり国家はそれを保障する。	十年をかける総合子育て学園を作ることが出来る	人は平等に乳幼児の頃から公教育を受ける権利がある。その保障をすれば適切な全脳発達によって学力遅延を防止でき、更に日頃の母子相談と母子教育の機能を十二分に果たす事ができる。障害児は乳児から教育によってその機能を正常に近い状態に持っていくことが出来る。	教育基本法 第4条	文部科学省	添付資料表 制度の内容 想定教育制度 図
(081560)	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	5150	5150024	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、設置者に校地 校舎の自己所有が義務付けられています。これは、新規学校設置者にとっては相当な負担となるので規制緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十四条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.1-2参照
(081570)	日本語教育施設の校舎の自己所有要件の緩和	5150	5150025	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、設置者に校地 校舎の自己所有が義務付けられています。これは、新規学校設置者にとっては相当な負担となるので規制緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十五条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.1-2参照
(081580)	日本語教育施設における最低修業期間の緩和	5150	5150026	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第二条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低修業期間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、修業期間の最低年限は原則1年以上となっています。これは、時間的 経済的に制約のある外国人にとっては学習機会の減少につながっているため、修業期間を緩和することを提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第二条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.3-4参照
(081590)	日本語教育施設における最低授業時数の緩和	5150	5150027	株式会社東京リーガルマインド	11	日本語学校の設置基準緩和		文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第四条は、「日本語教育施設の授業時数は、1年にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時数を修業期間の緩和と整合するよう改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	現行の「日本語教育施設の運営に関する基準について」では、修業期間の最低年限は原則1年以上となっています。これは、時間的 経済的に制約のある外国人にとっては学習機会の減少につながっているため、規制緩和することを提案します。また、修業期間の緩和との整合性を図るため、授業時数の緩和を提案します。	文部科学省の「日本語教育施設の運営に関する基準について」第四条(平成5年7月14日改訂)	文部科学省 法務省	別紙資料P.3-4参照

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090030)	保育所の調理室の必置規制の撤廃	児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号	保育所には調理室を設けなければならない。	C		<p>保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができることが必要。</p> <p>このような認識の下、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、多様な保育ニーズへの対応、食育を通じた児童の健全育成、を図る観点から、保育所の調理室の必置規制を撤廃することは困難である。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	3歳以上児のみを対象として保育所児と幼稚園児の合同活動を行う幼保共用化施設において、同年齢の幼稚園児が学校給食センターからの搬入により給食を食べている場合については、保育所児も同じ給食を食べることにより、調理室の必置規制を撤廃できないか、検討し回答されたい。仮に認められない場合は、同年齢の幼稚園児が食べている給食を保育所児が食べることに、具体的にどのような問題が生じるか、明確化されたい。	5076001	愛知県津島市	11	
(090030)	(上記の続き) 保育所の調理室の必置規制の撤廃										5076001	愛知県津島市	12
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第1号	乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。	C		<p>保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考えることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえば、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることは少ないと考えられます。	5150028	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090030)	保育所の調理室の必置規制の撤廃	5076	5076001	愛知県津島市	11	保育園調理室の必置規制の撤廃		児童福祉施設の最低設置基準第32条中調理室の必置に係る規制の撤廃		基本的に地方行政は、地方のニーズに即して行われるべきものであるが、今後の日本のあり方である「地方分権の流れ」や国の方針となっている「育児の社会化」がそれを名実ともに後押しする形になっていること。 この社会潮流の視点からすれば、保育行政は地方が主体的かつ責任を持って行うべきことであると考えられる。 また、 保育所に入所を希望する世帯の所得水準は低所得層から全階層へとシフトしてきており、それに応じて保育所に対するニーズがより多種多様なサービスを求めるものへと変化してきている。 という現状を踏まえると、可能な限り規制を撤廃した、地方による選択の幅の大きさが重要になってくると考えられる。したがって、最低設置基準のような保育所の画一的な構成を義務付けるような規制は極力最小限に留められるべきではないかと思われる。	児童福祉施設の最低設置基準第32条 平成10年2月18日付「保育所における調理業務の委託について(児発第86号 厚生省児童家庭局長通知)」	厚生労働省	
(090030)	(上記の続き) 保育所の調理室の必置規制の撤廃	5076	5076001	愛知県津島市	12	(上記の続き) 保育園調理室の必置規制の撤廃				(上記の続き) さらに、 保育所が待機児童が増加するのに対し、幼稚園が定員に満たない状況が比較的多く見られる状況下において、効率的かつ効果的なサービス提供のあり方として、幼稚園施設の保育所への転用が考えられるが、最低設置基準がその障害となっている。 という現状は、幼稚園と保育所のそれぞれの施設の規制によって保育できない児童を生み出していることには加え、それが双方の施設の本来の目的を果たしているとは理解できかねるものと思われる。 ここにおいて、への対応として最もネックになっているのが幼稚園施設と保育所施設との最も大きな違いのひとつである調理室の存在である。 以上のことを踏まえ、 国が規制すべき事項は、「建築物の耐火基準」など最小限のものに限定すべきであり、画一的な規制をもって調理室の必置を課すのは適切ではないと考えられる。 なお、調理室についての規制を必要とするのならば、それは必置規制ではなく設置する場合における基準であるべきであると考える。		厚生労働省	
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150028	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、保育所の設備基準として、乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けなければならないとされていますが、宿泊保育を行う場合には、医務室、調理室を当該規定から除外し、乳児室、便所を設けることで足りるとします。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設は宿泊を主たる事業とし、医務室での治療や給食業務を行う必要性は少ないためです。	厚生省令第六十三号児童福祉施設最低基準第三十二条第一項	厚生労働省	代替措置として、宿泊室(宿泊機能を伴なう部屋)または宿泊設備の常設を義務付けます。 また、医務室を除外する代わりに、嘱託医との連携の強化、または緊急医療体制のマニュアル作成、または夜間医療を行っている病院との連絡体制を義務付けます。 詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に関する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第2号	乳児室の面積は乳児又は前号の幼児(満二歳に満たない幼児)一人につき一六五平方メートル以上であること。	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田 昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考へることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえば、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることが少ないと考えられます。	5150029	株式会社東京リーガルマインド	11
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第3号	ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三三平方メートル以上であること	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田 昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考へることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえば、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることが少ないと考えられます。	5150030	株式会社東京リーガルマインド	11
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第5号	満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(保育所付近にある屋外遊技場をに代わる施設を含む。)調理室及び便所を設けること	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田 昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考へることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえば、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることが少ないと考えられます。	5150031	株式会社東京リーガルマインド	11
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第4号	乳児室又はほふく室には保育に必要な用具を備えること	D-1		児童福祉施設最低基準においては、乳児室又はほふく室には保育に必要な用具を備えることとなっている。 御提案のように「乳児室には保育に必要な用具を備える」ということであれば、上記条件は満たすため現行制度において対応可能である。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田 昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考へることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえば、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることが少ないと考えられます。	5150032	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150029	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、乳児室の面積は乳児又は前号の幼児(満二歳に満たない幼児)一人につき一六五平方メートル以上であることとされていますが、宿泊保育を行う場合には、この規定を三分の二である一一一平方メートル以上とします。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設は、十分な敷地のないビルなどの一室に設置されることが多く、そうした宿泊保育施設を設置するにあたってこの条項により認可保育所としての認可を受けることができないためです。	厚生省令第六十三号児童福祉最低基準第三十二条第二項	厚生労働省	詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に資する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150030	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三三平方メートル以上であることとされていますが、ベビーホテル(宿泊を伴う保育)を設置するにあたっては、この規定を緩和し一人あたり二二平方メートル以上であることとします。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設は、十分な敷地のないビルなどの一室に設置されることが多く、そうした宿泊保育施設を設置するにあたってこの条項により認可保育所としての認可を受けることができないためです。	厚生省令第六十三号児童福祉最低基準第三十二条第三項	厚生労働省	詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に資する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150031	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(保育所付近にある屋外遊技場を代わる施設を含む。)、調理室及び便所を設けることとされていますが、ベビーホテル(宿泊を伴う保育)を設置するにあたって、この規定から屋外遊技場、調理室を除外し、保育室または遊戯室、便所を設けることで足りるとします。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設の主たる業務は宿泊業務であり夜間行うものであり、屋外遊技場、調理室の必要性は少ないためです。	厚生省令第六十三号児童福祉最低基準第三十二条第五項	厚生労働省	詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に資する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150032	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、乳児室又はほふく室には保育に必要な用具を備えることとされていますが、宿泊保育を行う場合には、乳児室には保育に必要な用具を備えることとします。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設は、十分な敷地のないビルなどの一室に設置されることが多く、そうした宿泊保育施設を設置するにあたってこの条項により認可保育所としての認可を受けることができないためです。	厚生省令第六十三号児童福祉最低基準第三十二条第五項	厚生労働省	詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に資する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	児童福祉施設最低基準第32条第6号	保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること	C		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	昼間と比べて保育所児の活動が少なくなると考えられる夜間保育について、昼間の保育を想定している現行の児童福祉施設設備基準と異なる夜間用の基準を考へることはできないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の弊社の特区提案は、夜間に行う宿泊保育に限って、設備基準などの緩和を提案するものであり、昼間の保育と比べ、宿泊を主たる業務とする宿泊保育は児童福祉施設設備基準の最低限のレベルを2/3にすることは保育の質、強いては保育環境の悪化には即座につながらないと考えられます。たとえ、児童福祉施設設備基準の緩和により、保育環境が変化したとしても保育士の育成に力を注ぐことで保育の質の維持を図り、利用者のニーズを的確に把握し反映させるので、貴省のご回答にあった児童の健康、心身の健全な育成に支障が生じることが少ないと考えられます。	5150033	株式会社東京リーガルマインド	11
(090050)	幼稚園教諭による保育士の補助業務の容認	児童福祉施設最低基準第33条	保育所には保育士を置かなければならず、その数は、乳児については3人に1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児については6人に1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児については20人に1人、満4歳以上の幼児については、30人に1人以上とする	C、D-1		保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものである。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なるため、基準を緩和して、幼稚園教諭に保育士の補助業務を行わせることは適当ではないが、相互の資格取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度規制改革推進3ヶ年計画(再改定)や経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいように措置したところである。 なお、児童福祉施設最低基準による職員配置基準を満たし、かつ、幼稚園における業務に支障のない範囲内であれば、幼稚園教諭に保育士の補助業務を行わせるとは差し支えがない。		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150043	株式会社東京リーガルマインド	11
(090060)	地方公共団体による独自の保育士資格付与基準の設定の容認	児童福祉法第18条の6	保育士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者、保育士試験に合格した者である。	C		保育に係る業務は、児童の心身の成長に大きな影響を与えるものであり、その中で保育の実施を担う専門職としての保育士の役割は重要であり、全国的に一定の質の確保が必要である。 そのような認識の下、先般保育士の資格を法定化し、保育士の質の向上に努めているところである。 地方公共団体が独自の基準により保育士資格を付与することについては、保育士の質が確保できず、地方公共団体によって格差が生じる可能性があり適当でない。		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	地域再生推進の観点から、国から地方公共団体への権限委譲が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	別紙参照	5150044	株式会社東京リーガルマインド	11
(090070)	地方公共団体による独自の保育所認可基準の設定の容認	児童福祉法	保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設である。	D-1		児童福祉施設である保育所については、児童の健康を守り、その心身の健全な育成を図るため、面積基準や職員配置基準を定めた児童福祉施設最低基準等を満たすことが必要である。 認可外保育施設については、児童福祉施設最低基準を満たす認可保育所へ移行を推進するため、認可保育所の設置主体制限の撤廃、定員規模の引き下げ(30人、20人)などの様々な認可要件に係る規制緩和措置や平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業を行っているところである。		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	地域再生推進の観点から、国から地方公共団体への権限委譲が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。		5145001	東京都	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090040)	宿泊保育を行う場合における保育所の設備基準の緩和	5150	5150033	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和		現行法令上、保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三三平方メートル以上とされていますが、ベビーホテル(宿泊を伴う保育)を設置するにあたっては、この規定における保育室又は遊戯室の面積を幼児一人につき三三平方メートルとし、屋外遊戯場の面積基準を撤廃します。	認可保育所としての宿泊保育施設を増加させることで、保護者のニーズに応え保護者の安心への貢献、また宿泊保育事業者の経営面を安定させます。	宿泊保育施設は、十分な敷地のないビルなどの一室に設置されることが多く、そうした宿泊保育施設を設置するにあたってこの条項により認可保育所としての認可を受けることができないためです。また、夜間の保育所であることから屋外遊戯場を設ける必要性は低いといえるためであります。	厚生省令第六十三号児童福祉最低基準第三十二条第六項	厚生労働省	詳しくは、添付資料「チャイルド・ナイトケア(宿泊保育)事業に資する規制改革」、「保育総論」をご覧ください。
(090050)	幼稚園教諭による保育士の補助業務の容認	5150	5150043	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準第三十三条の要件緩和		保育士の配置基準を緩和し、幼稚園教員にも一定の条件のもと保育士業務を行い、保育士の補助を行うことができることとします。	幼保一元化施設であるこども園において柔軟に保育サービスを実施します。(保育士資格未取得者はあくまで保育士の補助であることに変わりはありません。)	幼保一元施設では、保育士・幼稚園教諭の資格の有無で区分けすることが現実ではなく、実質と適合させるためです。	児童福祉施設設置最低基準第三十三条	厚生労働省	別紙P15参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090060)	地方公共団体による独自の保育士資格付与基準の設定の容認	5150	5150044	株式会社東京リーガルマインド	11	保育士資格付与の要件緩和		保育士資格を付与する基準を自治体が独自に創設し、長の名において資格付与できるようとします。	保育士と幼稚園教員免許の併有を促進することで、利用者の多様な保育ニーズに応えていきます。	地域で保育事情はさまざまであり、地域の実情に精通した地方自治体が独自に基準を設け判断することで利用者が求める保育サービスにより近いものを提供できるからです。	児童福祉法第十八条の六	厚生労働省	別紙P15参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090070)	地方公共団体による独自の保育所認可基準の設定の容認	5145	5145001	東京都	11	認証保育所の制度化		大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。		現在の認可保育所だけでは大都市住民のニーズに応えきれない。 企業の経営感覚の発揮により、多様化する保育ニーズに応えることのできる新しい保育所設置を可能にする。	児童福祉法	厚生労働省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090080)	放課後児童健全育成事業の年齢制限の緩和	児童福祉法第6条の2第12項	放課後児童健全育成事業の対象児童については「おおむね10歳未満」とされており、提案にあるような年齢制限要件として規定しているわけではない。	E	—	放課後児童健全育成事業の対象は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものであり、対象年齢は限定されておらず、10歳以上の児童であっても放課後児童健全育成事業の対象とすることは可能である。	平成15年5月1日現在、放課後児童クラブ登録児童数のうち、小学校4年生以上の児童の割合は約11%である。	雇用均等・児童家庭局育成環境課企画法令係長 梶川一成 電話3595-2505(直通) kajikawa-kazunari@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	弊社の提案の趣旨は放課後児童健全育成事業によるサービスを小学校就学前の児童にも受けられるように規制改革することです。弊社は、保育所、幼稚園、放課後児童健全育成事業の各児童保育施設の機能を備えた「こども園」の設立を考えております。当園では、年齢に関係なく保護者の要望に応え、柔軟な保育サービスを提供する予定です。それに関わらず、貴省が放課後児童健全育成事業は就学後の児童を対象とするという立場に固執するのであれば、その明確な根拠を示すようお願いいたします。	5150049	株式会社東京リーガルマインド	11
(090090)	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) 新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めている。	D-1		御提案の「夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長を図る政策」については、現在、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めているところである。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5085008	オリックス株式会社	21
(090090)	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) 新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意)	新エンゼルプランに基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めている。	D-1		御提案の「夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長を図る政策」については、現在、新エンゼルプラン等に基づき、延長保育、休日保育についてその実施の推進に努めているところである。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5086008	社団法人リース事業協会	21
(090100)	保育料徴収事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条	保育料は公金であり、公金の収納については、地方自治法に基づき、原則これを私人に行わせることができないこととなっている	D-3		次期通常国会提出予定の児童福祉法改正において、保育料の収納事務を私人に委託できる旨の規定を設ける予定である。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5121001	埼玉県戸田市	11
(090122)	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大	憲法第89条 児童福祉法第56条の2	補助制度において、保育所の施設設備の整備については、補助対象が社会福祉法人に限られている。	D-1		公の支配に属さない株式会社等が保育所を建設する場合については、憲法第89条において「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されていることから、施設整備費の補助対象とすることはできない。 現行制度においても、株式会社等が保育所の整備を円滑に進めるため、PF制度が存在しており、これらの活用によりご要望の趣旨に沿うものとする。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	株式会社立の認可保育所に対して、運営費を交付しているにも関わらず、施設整備費については、公の支配に属さないために交付することができない理由を明確化されたい。また、株式会社等に新たな法規制をかけることによって、公の支配に属することが担保されれば、憲法第89条に抵触することはないが、そのような前提の下で、株式会社等を施設整備費補助の対象とすることができないか、検討し回答されたい。		5145002	東京都	41

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090080)	放課後児童健全育成事業の年齢制限の緩和	5150	5150049	株式会社東京リーガルマインド	11	放課後児童健全育成事業の年齢制限を緩和		放課後児童健全育成事業の年齢制限要件を撤廃することでさまざまな年齢の子どもと交流できるようにします。	こども園にて、年齢が異なる子どもとの交流の実現や幼児期からの一貫した教育・人間形成を実施します。	子ども同士の交流の場や一貫した教育を望む保護者の要望に応えるためです。	児童福祉法第六条の第二十二項	厚生労働省	別紙 P16参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090090)	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	5085	5085008	オリックス株式会社	21	保育所に関する制度改正		保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくすための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。		現在の保育所は、出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに充分に応える体制にはなっておらず、社会の変化に合わせて、もっとスピードを上げて制度を変化させていく必要がある。		厚生労働省	
(090090)	夜間、休日等における保育所の保育時間の延長	5086	5086008	社団法人リース事業協会	21	保育所に関する制度改正		保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくすための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。		現在の保育所は、出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに充分に応える体制にはなっておらず、社会の変化に合わせて、もっとスピードを上げて制度を変化させていく必要がある。		厚生労働省	
(090100)	保育料徴収事務の私人への委託の容認	5121	5121001	埼玉県戸田市	11	保育料・介護保険料収納事務の私人委託		地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用(分担金及び負担金)、介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	現行地方自治法施行令では、地方税については収納の私人委託が可能になっているので、本市においては、市税等の収納私人委託を平成16年5月より導入する予定ですが、今後保育料・介護保険料についても同様に収納私人委託を導入をしたい。しかしながら、現行地方自治法施行令においては、保育料・介護保険料の収納を私人に委託できる旨の規定がない為、実施への方向性がつかない状況です。	地方自治法施行令第158条。または第158条の2	総務省 厚生労働省	なし
(090122)	保育所の施設整備費の補助対象者の拡大	5145	5145002	東京都	41	認可保育所制度の改革		多様な事業者の参入を促し、サービス競い合いによる利用者本位の制度となるよう現行の認可保育所制度を下記のとおり改革すること。 保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること。 保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること。 施設整備について民間事業者も補助対象とすること。 保育所設置基準を緩和すること。		・入所決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく施設の努力とは関係なく児童が入所するしくみとなっている。 株式会社設置の認可保育所は、社会福祉法人と同様の施設整備費補助を受けられない。 保育所の設置に際しては全国一律の最低基準を必ず満たさなければならないとされている。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数の全てに保育士資格を求めており、その他の資格者を活用した柔軟なサービスの提供ができない。	児童福祉法第24条第1項 憲法第89条、児童福祉法第56条の2第1項 児童福祉法第45条第2項、 児童福祉施設最低基準第33条(設備についての基準)、同条第2項(保育士の数についての基準)	厚生労働省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090140)	幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並みの補助の実施	児童福祉法第50条第6号の2、第51条第4号、第52条	保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している。	D-2		<p>保育所は、児童の健全育成を図る観点から、児童福祉施設最低基準を満たすことが原則であり、保育所運営費については最低基準を維持するために要する費用として、国はその一部を負担している。</p> <p>保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特別措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の「幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並みの補助の実施」は実現できると考える。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育 保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線 7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本区の提案は、幼稚園認可 保育所認可に關係なく 認可保育所としての施設基準や職員配置基準を満たしている幼保一元化施設の「保育に欠ける」要件を満たす児童へ運営費を支給すべきであるとの主張である。厚生労働省の回答は保育所認可施設を前提としたものであり、先般閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」の理念にそぐわないものと思われる。	5146006	東京都千代田区	11
(090150)	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育 保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線 7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は第1・2・3次提案時と同様、現行の幼稚園 保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分されていること自体を問題としているのである。「保育に欠ける」要件だけでは、複雑多様化する現代社会において、真に保育を必要としているものを括れない。ゆえに、厚生労働省も、保育所における「子育て短期支援事業」「乳幼児健康支援事業」「一時保育事業」「特定保育事業」の充実に求めているのだと考える。	5146007	東京都千代田区	11
(090150)	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育 保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線 7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150046	株式会社東京リーガルマインド	11
(090150)	保育所入所要件の緩和	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育 保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等 児童家庭局保育課 吉田昌司 5253 - 1111(内線 7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150047	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090140)	幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並みの補助の実施	5146	5146006	東京都千代田区	11	三位一体改革を視野に入れた幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の措置		未来を担う子ども達を、年齢や家庭環境等で区分することなく、一貫して育成できるように幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童に対する補助を保育所並みに行う。	保育所認可を得ていなければ、保育に欠ける児童を保育していても補助が受けられないという状態を解消し、「保育に欠ける」児童への補助を受ける。	保育に欠けない児童にまで保育所運営費を支給することを求めているのではない。幼保一元化施設で育成する児童のうち、「保育に欠ける」要件を満たす児童へのみ運営費を支給すべきであるとの主張である。勿論、ここでいう幼保一元化施設は認可保育所としての施設基準や職員配置基準を満たしているものを前提にしている。新たな補助制度の創設を求めているのではない。	児童福祉法第51条第4号・第53条・55条、児童福祉法施行令第14条・17条第3号、昭和51年厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」	厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(090150)	保育所入所要件の緩和	5146	5146007	東京都千代田区	11	保育所入所にあたっての「保育に欠ける」要件の緩和		近年、少子化や核家族化の進行で家庭での育児不安が高まりつつある。「保育に欠ける」児童だけでなく、「保育を必要とする」児童も保育を受けられるよう「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件を緩和し、0歳から就学前までの児童を総合的に育成できるようにする。	「保育を必要とする」児童も保育を受けられるようにする。	本区の提案は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分されていること自体を問題としている。「保育に欠ける」要件だけでは、複雑多様化する現代社会において、真に保育を必要としているものを括れない。ゆえに、保育所所管官庁も、保育所における「子育て短期支援事業」「乳幼児健康支援事業」「一時保育事業」「特定保育事業」の充実を求めているのだと考える。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。	児童福祉法第24条、児童福祉法施行令第9条の3、平成9年厚生省児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」	厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(090150)	保育所入所要件の緩和	5150	5150046	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉法第二十四条の「保育に欠ける」要件の一部除外		公立認可保育所以外の保育所については児童福祉法第二十四条規定の「保育に欠ける」という入所要件の適用を除外します。	認可保育所においても保護者の就労状況等にとらわれることなく事業者の自由な判断で保育契約を締結します。	同条の規制が子育て支援市場の成長を阻害するためです。「保育に欠ける」児童に関しては従来通り公立保育所に対応すれば保育所本来の意義を失われることはありません。	児童福祉法第二十四条	厚生労働省	別紙P15-16参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090150)	保育所入所要件の緩和	5150	5150047	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉法第三十九条の「保育に欠ける」要件の一部除外		公立認可保育所以外の保育所においては児童福祉法第三十九条規定の「保育に欠ける」を適用除外とします。	認可保育所においても保護者の就労状況等にとらわれることなく事業者の自由な判断で保育契約を締結します。	同条の規制が子育て支援市場の成長を阻害するためです。「保育に欠ける」児童に関しては従来通り公立保育所に対応すれば保育所本来の意義を失われることはありません。	児童福祉法第三十九条	厚生労働省	別紙P16参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150037	株式会社東京リーガルマインド	11
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150038	株式会社東京リーガルマインド	11
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	児童福祉法第24条第1項	保育所は、保育に欠ける児童を保育することを目的とする施設である。	D-1		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育事業による対応、定員の範囲内での私的契約児としての入所による対応、地方単独施策による対応等が可能となっている。</p> <p>なお、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5150039	株式会社東京リーガルマインド	11
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5085008	オリックス株式会社	22

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	5150	5150037	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準の一部適用除外		新たに保育所を設置する場合、学校教育法第三条による基準と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	児童福祉施設最低基準第四条	厚生労働省	別紙P12参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	5150	5150038	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準の一部適用除外		児童福祉施設最低基準第五条規定の「必要な施設」のうち学校教育法第三条による基準と重複する部分については、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	児童福祉施設最低基準第五条	厚生労働省	別紙P12参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090160)	保育所児と幼稚園児の資格の併有の容認	5150	5150039	株式会社東京リーガルマインド	11	児童福祉施設最低基準の一部適用除外		新たに保育所を設置する場合、学校教育法第三条による基準と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。	各保育施設の機能を備えた子育て総合施設(こども園)を設立します。こども園設立により、国民の多様な保育ニーズに応えることができ、少子社会対策に貢献することができます。	現行法では、一元化は認められず一体化方式にしなければなりません。しかし、それでは設立費用が過度となり民間事業者の子育て市場参入を阻害します。	児童福祉施設最低基準第三十二条	厚生労働省	別紙P12-13参照 他に添付資料として「保育総論」も添付しましたので、そちらの方もご参照ください。
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	5085	5085008	オリックス株式会社	21	保育所に関する制度改正		保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくすための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施すること等を要望する。		現在の保育所は、出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに充分に応える体制にはなっておらず、社会の変化に合わせ、もっとスピードを上げて制度を変化させていく必要がある。		厚生労働省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp			5086008	社団法人リー・ス事業協会	22
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	児童福祉法、学校教育法	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。	D-1		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、施設の共用化や資格の相互取得の促進等、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所と幼稚園の制度を統合した新たな施設については、地方単独事業であれば現行制度でも創設可能である。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえでのものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められているのである。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」について、早急かつ前向きに検討されたい。	5146001	東京都千代田区	11
(090180)	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合	保育所保育指針について(平成11年10月29日児発第799号) 幼稚園教育要領(平成10年12月14日文部省告示第174号)	保育所の保育内容については、保育所保育指針に定められている。	D-1		保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行している。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことを問題にしているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。本区が平成14年4月に創設した幼保一元施設「いずみこども園」では、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合した独自の「乳幼児育成方針」に基づき、児童の健全育成にあたっているが、国として、幼稚園や保育所に区分されない、0歳から就学前までを見通す一環した育成方針を策定するべきである。	5146002	東京都千代田区	11
(090190)	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第32条	保育所の施設の最低基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	C、D-2		保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。 保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。 保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特例措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の制度を前提にしたもので、本区の提案趣旨にそぐわない。本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、施設基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える(現行の保育所制度における全国画一的な面積基準などは都市部の実情とまったく適合していない)。ゆえに、東京都や横浜市などは独自の基準を用いた保育所制度を構築している。)	5146005	東京都千代田区	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	5086	5086008	社団法人リース事業協会	21	保育所に関する制度改正		保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくするための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。		現在の保育所は、出産後、再度、就業機会を求める女性のニーズに充分に応える体制にはなっておらず、社会の変化に合わせ、もっとスピードを上げて制度を変えていく必要がある。		厚生労働省	
(090170)	幼稚園と保育所の制度の一元化	5146	5146001	東京都千代田区	11	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度(幼保一元化施設)の創設		未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されことなく一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう第三の制度(幼保一元化施設)を創設する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分している現行制度は20世紀の遺物である。21世紀型の乳幼児育成施設(幼保一元化施設)を構築する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	児童福祉法 学校教育法等全般、児童福祉法施行令全般、文部科学省令・厚生労働省令全般	文部科学省 厚生労働省	本項は本区が求める最終的な幼保一元化策である。事項番号4～7は本項が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(090180)	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合	5146	5146002	東京都千代田区	11	幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。	就学前児童が一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう総合的な乳幼児育成方針を策定する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないこと自体が問題である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第77・78・79条、学校教育法施行規則第76条、平成10年文部省告示第174号 幼稚園教育要領、平成11年厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針」	文部科学省 厚生労働省	
(090190)	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化	5146	5146005	東京都千代田区	11	幼稚園と保育所の施設基準の統一と柔軟化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう全国画一の施設基準を柔軟化する。	子どもの育成環境を、保護者の就労形態等で区分せず、同一の施設基準で育成するとともに、その基準を柔軟化する。	本区は、子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられていること自体を問題としているのである。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法施行規則第74条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第3章、児童福祉法第45条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第32条	文部科学省 厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090200)	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一と柔軟化	児童福祉施設最低基準第33条	保育所においては3歳児20人、4・5歳児30人につき保育士1名をおくこととなっている。	C、D-2		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育所に係る児童福祉施設設備基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要とされるべき最低限のものであり、この基準を緩和することは、児童の健康を守り、その心身の健全な育成に支障が生じることが考えられるため、適当ではない。</p> <p>保育所と幼稚園の共用化施設において、合同保育を実施するために、構造改革特区第2次提案及び第3次提案において、特別措置を設けたところであり、この制度の活用により、御提案の趣旨は実現できると考える。</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。究極的には、職員の配置基準は、社会情勢や地域特性、住民の意見等を勘案しながら、各自自治体が定めるべきであり、国が全国画一的に定めるべきものではないと考える。	5146004	東京都千代田区	11
(090210)	幼稚園教諭と保育士の資格の一元化	児童福祉法第18条の6	保育士は保育士資格を、幼稚園教諭は幼稚園教諭免許をそれぞれ有することが必要	C		<p>保育所と幼稚園は、それぞれ整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図ってきている。</p> <p>保育士及び幼稚園教諭の資格については、たとえば、保育所は幼稚園と異なり低年齢児を受け入れているなどの差があることから、求められる専門性が異なり、資格の一元化は困難であるが、相互の取得を促進するため、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、今年度「規制改革推進3ヶ年計画(再改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置したところである。</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、児童の視点に立つとともに、待機児童解消を始め、地域の子育てニーズに応える観点から検討を行い、平成18年度からの実現を目指している。</p>		雇用均等・児童家庭局保育課 吉田昌司 5253-1111(内線7920) yoshida-shouji@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	厚生労働省の回答は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提にしたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。「幼稚園教諭」といっても低年齢児に関する専門知識を持つべきである。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、抜本的な幼保一元を否定的に捉えているなら、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。既取得者については、もう一つの資格を取得しやすくなる経過措置を設ける一方、今後の資格取得については、カリキュラム等を統一・一元化するべきである。また、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において平成18年度までに検討することとされた「総合施設」においても、統一資格が求められることになるとと思われる。	5146003	東京都千代田区	11
(090250)	要介護認定の有効期間の延長	介護保険法施行規則(平成17年厚生省令第36号)第2条、第3条、第38条、第41条、第52条及び第55条	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6ヶ月間・最大12ヶ月間である。	新規についてはC 更新についてはB		<p>要介護認定については、事務の効率化を図る観点から、更新認定の有効期間を原則12ヶ月とし、その上限を24ヶ月まで延長できることとする予定である(12ヶ月を越える有効期間については、重度の要介護状態(要介護度4又は5)であって前回認定と変更のないものが可能)。ご提案の趣旨は認定事務の効率化にあるものと考えているが、要介護認定の事務の大部分は更新認定であることから、更新期間の見直しによって、かなりの効率化が図られるものと考えている。</p> <p>なお、新規認定を受けて新たに介護サービスを利用する高齢者については、これまで継続的に利用していた高齢者に比べて、要介護状態の変化が見込まれること、また、初めて作成されたケアプランにより提供されたサービスの有効性の確認にもつながること等により、現行の有効期間を維持することが必要と考えている。</p>		老健局 老人保健課 上田尚弘(3948) ueda-naohiro@mhlw.go.jp	要支援から要介護3までの更新認定について、最大24ヶ月までの延長を認められない理由を明確化されたい。認定申請件数の減少により、1次判定に係る調査を受託しているケアマネジャー等の負担が軽減される等の効果があることを踏まえ、新規認定及び要支援から要介護3までの更新認定についても、最大24ヶ月までの延長を実現できないか、検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	更新認定の有効期間の上限を要介護度4又は5で前回認定と変更がないものに限り、24ヶ月まで延長可能とすることを予定しているとの回答であるが、事務の効率化の観点からいっても不十分であると考えている。本市の場合、この条件に該当するケースは総認定件数の10%程度であると予想されるが、申請件数はこれを上回るペースで増加している。このため、要介護度を限定せずに介護認定審査会の判断で24ヶ月まで可能とするなど、延長可能な範囲を拡大していただきたいと考える。	5127002	福岡県北九州市	11
(090290)	介護保険料徴収事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条 介護保険法	介護保険の普通徴収保険料は、地方自治法第243条の適用を受け私人への徴収委託を禁止されている	C		<p>本件について、介護保険法施行後5年を目途とした介護保険制度の見直しの際に全国的に措置する予定である。</p>		老健局介護保険課 八矢拓(2260) hachiya-hiraku@mhlw.go.jp			5121001	埼玉県戸田市	12

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090200)	幼稚園と保育所の職員配置基準の統一と柔軟化	5146	5146004	東京都千代田区	11	幼稚園教諭 保育士配置基準の統一と柔軟化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の配置基準を柔軟化する。	就学前児童の育成環境(教職員環境)を統一柔軟化する。	現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているならば、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則第74条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第5条、児童福祉法第45条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第33条	文部科学省 厚生労働省	この項は事項番号1が実現するまでの間の過渡的な要望である。
(090210)	幼稚園教諭と保育士の資格の一元化	5146	5146003	東京都千代田区	11	幼稚園教諭と「保育士」の資格の一元化		未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるよう「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を一元化する。	就学前の児童が「幼稚園教諭」と「保育士」から別々に教育や養護を受けるのではなく、同一資格者が一貫した方針のもとで児童を育成できるようにする。	所管省庁が主張する「幼稚園教諭」と「保育士」の両資格を取得しやすくするという程度での対応では抜本的な解決となり得ない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。もし、所管省庁が抜本的な幼保一元化を否定的に捉えているならば、その論拠を国民の前に明白に示すべきである。	学校教育法第81条、教員職員免許法第3条、児童福祉法施行令第13条、昭和31年文部省令「幼稚園設置基準」第5条、昭和23年厚生省令「児童福祉施設最低基準」第33条	文部科学省 厚生労働省	
(090250)	要介護認定の有効期間の延長	5127	5127002	福岡県北九州市	11	介護保険要介護認定の有効期間の延長		介護保険法施行規則で定められている介護保険要介護認定の有効期間を延長するもの。 [現状] 新規 原則6か月・更新 原則6か月(12か月まで延長可) [要望] 有効期間を被保険者の状態に応じ、新規 最長12か月まで延長可能・更新 最長24か月まで延長可能とする。		全国平均を上回るペースで高齢化が進む本市にあっては、年々要介護認定の件数が増加している。要介護認定の期間を延長することで、心身の状態に応じた長期的なケアプランの作成が可能になり、被保険者の負担が軽減できる。また有効期間がほぼ二倍となることで、認定調査や審査会事務量が大幅に削減され、効率的な制度の運営が期待できる。	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条、第41条第2項	厚生労働省	要介護認定に係る経費(平成15年度)949,779千円 -規制改革後の年間経費の見込み 約500,000千円 [要介護認定申請件数] 12年度 38,253 13年度 45,241 14年度 54,716 15年度(予想)約63,000(添付資料) -要介護認定申請から認定までの平均日数の推移
(090290)	介護保険料徴収事務の私人への委託の容認	5121	5121001	埼玉県戸田市	12	保育料 介護保険料収納事務の私人委託		地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用(分担金及び負担金) 介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。	保育料及び介護保険料をコンビニエンスストアにて24時間体制にて収納することにより、市民の納入の利便性向上を図る。また、滞納整理対策上、収納可能な窓口の拡大により、納入しやすい環境を創出でき、収納率アップが期待できる。	現行地方自治法施行令では、地方税については収納の私人委託が可能になっているので、本市においては、市税等の収納私人委託を平成16年5月より導入する予定ですが、今後保育料・介護保険料についても同様に収納私人委託を導入をしたい。しかしながら、現行地方自治法施行令においては、保育料・介護保険料の収納を私人に委託できる旨の規定がない為、実施への方向性がつかない状況です。	地方自治法施行令第158条。または第158条の2	総務省 厚生労働省	なし

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(090490)	支援費制度の対象施設への小規模通所授産施設の追加	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第5項、第17条の10、第17条の24第2項第1号 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第4項、第15条の11、第15条の24第2項第1号 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号)第1条	小規模通所授産施設は、支援費制度の対象外とされている。	C		小規模通所授産施設は、親の会などによる自主的かつ地域に根ざした取組として、創意工夫を凝らした活動を展開してきた法定外の小規模作業所から、法定施設への移行を促進するため、一般の通所授産施設の定員を緩和することにより創設された施設である。 小規模通所授産施設は、これまで、行政が施設の利用に介在せず、利用者と施設との直接の利用契約によって自由に利用者が選択できるかたちとられてきたところである。既に自由な選択が可能な小規模通所授産施設を支援費の対象にすると、新たに支給決定といつかたちで行政が施設と利用者との間に介在することになり、かえってサービス利用の利便性を損なうことになるおそれがあるため、職員配置基準及び設備基準に対応した額の補助(1か所当たり運営費11,000千円、施設整備24,000千円を上限、設備整備8,000千円を上限)を行っているところである。このような制度の趣旨から、支援費制度の対象とすることは認められない。 また、提案に「運営の安定を図る」とあるが、支援費支給を可能とすることによって、現在の補助の拡大を提案しているのであれば、単なる財政措置を求める要望である。		障害保健福祉部障害福祉課課長補佐 柏木 出 03-3595-2528 kashiwagi-izuru@mhlw.go.jp	地域再生推進の観点から、施策の利便性の向上のうち補助金等の対象等に係る要件の改善が重要であることを踏まえ、提案を実現できないか、検討し回答されたい。	5121003	埼玉県戸田市	21	
(091000)	社会保険労務士の派遣の容認	社会保険労務士法第28条	社会保険労務士又は社会保険労務士法人でないものは、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない。	C		「労働者派遣事業関係業務取扱要領」において、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、資格を有しない労働者派遣業者が、社会保険労務士(以下「社労士」と略する。)との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の社労士業務を取り扱うおそれがあるなど、社労士法第27条に抵触する事態を生じることから、これを禁止しているものである。したがって、同規定を廃止する必要はない。 すなわち、社労士を労働者派遣の対象とすることを認めると、労働者派遣業者が、社労士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の社労士業務を取り扱うことになるおそれがあり、社労士法第27条に抵触する事態が生じる。 この点については、従前から、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないかとの指摘がある。		労働基準局労働保険徴収課社会保険労務士係長 担当者: 笠川一彦 電話番号: 03-5253-1111(内線 5161) e-mail: sasagawa-kazuhiko@mhlw.go.jp	派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。この際、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の第49条の2第1項では「外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たらないもの取扱いについて、不当な開与をしてはならない。」との規定があり、これと同様の規定を置くことにより、派遣元の指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないようになっているのではないかと。再度検討し、回答されたい。なお、財務省の回答では、税理士の労働者派遣について、労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能である」としているところである。	貴省のご回答に対して、弊社は次のように反論いたします。 1. 貴省は、労働者派遣事業者が社会保険労務士(以下「社労士」と略する。)の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣社労士を通じて派遣先の社労士業務を取り扱うことになり、社労士又は社労士法人以外の者が社労士業務を行うことを禁止した社労士法第27条に抵触することとなることを指摘されます。しかし、労働者派遣事業者は社労士を企業等に派遣するのみであり、派遣社労士は自らの責任の下、自らの名において社労士業務を行います。つまり、派遣事業者は社労士業務の内容については「ノータッチ」なものです。ですから、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約あるいは法律で明確にすれば、労働者派遣事業者が派遣先の社労士業務を取り扱い、実質的に社労士法人と同様の機能を果たしようということは全く起こりません。そうだとすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、労働者派遣法に定める諸般の措置が講じられた社労士のみが社労士業務を行うことにより、労働者を始めとする国民の権利利益の保護を図るといふ社労士法27条の趣旨に抵触するということはありません。なお、財務省も、税理士の派遣について、労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能である」としておられます(弊社はこの点さらに、一般企業への派遣も可能であると考えます)。	5150006	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(090490)	支援費制度の対象施設への小規模通所授産施設の追加	5121	5121003	埼玉県戸田市	21	知的障害者小規模通所授産施設の支援費対象施設化及び定員枠の拡大		知的障害者福祉法において、支援費の対象となる特定知的障害者授産施設に、知的障害者小規模通所授産施設を加えていただきたい。 また、施設面積規模により、知的障害者小規模通所授産施設の定員枠の拡大を図っていただきたい。	都市部においては、土地確保の困難性から、認可施設の整備が進まず、施設支援を制度として利用できない状況にある。 知的障害者小規模通所授産施設を支援費制度の対象にすることにより、知的障害者の支援費契約制度の選択権が確保され、知的障害者へのより一層の支援が図れるとともに、自立の促進を進めることができる。 また、施設面積規模による19名の定員枠の拡大を図ることにより、待機している知的障害者の受け入れが進む。	'支援費制度の導入により、利用者が施設を選択により自由に契約できるようになったが、都市部においては、土地確保の困難性から、認可施設が無く、利用者に施設利用の選択権が無い状況がある。知的障害者小規模通所授産施設を支援費制度の対象とすることにより、利用者の選択権の幅を拡げることができ、支援費制度の底辺の拡大を図り、知的障害者の地域での生活支援が広がり、地域生活が豊かになる。 また、土地確保の困難性から、認可施設の整備ができない都市部において、知的障害者小規模通所授産施設の施設面積規模による19名の定員枠の拡大を図ることにより、待機している知的障害者の受け入れが進む。	知的障害者福祉法第5条第4項 知的障害者福祉法施行令第1条 知的障害者福祉法第15条の11	厚生労働省	なし
(091000)	社会保険労務士の派遣の容認	5150	5150006	株式会社東京リーガルマインド	11	労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正		労働者派遣事業関係業務取扱要領の第2 適用除外業務等 三 適用除外業務以外の業務に係る制限」にある次の規定は、これを削除すべきと考えます。 二) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	士業者が派遣形態で働くことを促進する。	企業等が、士業者の能力を低コストで必要に応じて活用できるようにすることで、その経営、人事管理、納税、官公署への届出・申請の手續等を適法・迅速・正確にできるようにするため。	労働者派遣事業関係業務取扱要領の第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限	厚生労働省	1.はじめに～士業者派遣自由化によりもたらされる国家・社会への効果 2.本特区の内容と弊社が提案する事業内容 3.特区を実現するために必要な規制改革(参考資料)士業者派遣の背景(参考資料)士業者派遣のビジネスモデル

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号			
(091000)	(上記の続き) 社会保険労務士の派遣の容認					(上記の続き) しかし、雇用関係における指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず、包括的な指揮命令も含むものであり、社労士法第27条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の社労士業務への介入のおそれを排除する規定である。 したがって、派遣する社労士の資格の対象となっている業務については、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に社労士を派遣してサービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元の包括的な指揮命令の行使による実質的な社労士業務の取扱いとして評価されて、社労士法第27条に抵触するおそれがある(そして、このことは、派遣先が社労士法人であるかどうかとは関係しないものである。) なお、社労士法第27条の規制について、特区と、特定地域内に限定してその規制対象範囲を変更することは、派遣先企業が他地域に所在する支店等に係る各種申請・届出を処理している場合、派遣の効果が特区外に及ぶこととなることから、場所的な限定は意味をもちないから相当ではないことを付言する。						貴省の回答では、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に社労士を派遣してサービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元の包括的な指揮命令の行使による実質的な社労士業務の取扱いとして評価されて、社労士法第27条に抵触するおそれがある」とあるが、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、依然として派遣元が行使するとされている「包括的な指揮命令」とは具体的に何を示すのか明らかにされたい。外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条の2第1項と同様の規定を措置すれば、懸念されるような包括的な指揮命令は禁止されるのではないか。検討し、回答されたい。	2. 貴省は、社労士法第27条の規制について、特区と、特定地域内に限定してその規制対象範囲を限定することは、派遣先企業が他地域に所在する支店等に係る各種申請届出を処理している場合、派遣の効果が特区外に及ぶこととなることから、場所的な限定は意味をもちないから相当ではないと指摘されます。この点確かに、派遣先企業が他地域に所在する支店等に係る各種申請届出を処理している場合もあります。しかし、効果が特区外に及ぶから「場所的な限定は意味をもちないから相当ではない」とであれば、およそすべての特区構想は無意味ということになります。特区で実現したこと、他地域に影響のないものはまずありえないからです。例えば、特区で新しい形態の学校が実現したとして、その卒業生は全国で、世界で活躍します。これはまさに、特区の影響が全国に、ひいては全世界に及ぶことを意味します。このことは、派遣先企業が社労士を通じて他地域に所在する支店等に係る各種申請届出を処理している場合も同様に考えることができます。したがって、社労士の派遣に限って、場所的な限定は意味をもちないとは決していえないと考えます。	5150006	株式会社東京リーガルマインド	12
(091032)	有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した労働基準法の一部を改正する法律において、有期労働の契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者は、その期間の上限については3年から5年へと改正し、平成16年1月1日より、施行されることとなっている。	C		第156回国会において平成15年6月27日に成立した労働基準法の一部を改正する法律による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、要望理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている」との指摘に対応するものと考える。 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、当該改正に対して、国会における改正法案の審議過程において、 ・常用労働者が有期契約労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないかとといった強い懸念が示されるとともに、 ・有期労働契約の上限の延長に伴い、拘束の度合いが強まるため、労働者に退職の自由を認めるべきではないかとの強い意見が出されたところである。		労働基準局 総務課 法規係 担当者: 笹子宗一郎 電話番号: 03-5253-1111(内線5558) e-mail: sasago-soichiro@mhlw.go.jp			5021004	社団法人日本経済団体連合会	11			

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091000)	(上記の続き) 社会保険労務士の派遣の容認	5150	5150006	株式会社東京リーガルマインド	12	(上記の続き) 労働者派遣事業関係業務取扱要領」の改正		(上記の続き) 及び行政書士法(昭和二十六年法律第四号)に基づく弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とはならないものであること				厚生労働省	
(091032)	有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	5021	5021004	社団法人日本経済団体連合会	11	有期労働契約に係る規制の緩和		有期労働契約については、最長5年の契約を誰でも締結できることを基本とすべきである。当面は、5年の労働契約が可能となる専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者の範囲を、極力広く設定すべきである。		現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている。有期労働契約期間制限の緩和により、新たな雇用の創出と企業活動の活発化が期待できる。なお、契約期間について、上限を5年まで延長できない理由の一つとして、拘束の度合いが強まるのではないかと懸念が示されているが、右記改正法にて、「有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職できることとする」との暫定措置がとられることとなったことから、有期契約の上限の延長については問題がないと考える。	労働基準法第14条	厚生労働省	2003年6月に成立した改正労働基準法において、有期労働の契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的な知識を有するものや満60歳以上の者は、その期間の上限については3年から5年へと改正された。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号		
(091032)	(上記の続き) 有期労働契約に係る要件の緩和(6年)					(上記の続き) このため、衆議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 ・有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 との規定を追加する旨の修正がなされたものであり、こうした経緯にかんがみると暫定措置が規定されたことをもって有期労働契約を更に延長することは不適切であり、御要望にお応えすることは困難である。 5年の労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験であって高度」な専門的知識等を有する労働者を対象としていることや、衆議院及び参議院の附帯決議において「有期5年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、労働政策審議会の御意見も聞き、これらの趣旨に添った的確な範囲を定めたとところである。							5021004	社団法人日本経済団体連合会	12
(091032)	有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した労働基準法の一部を改正する法律において、有期労働の契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的知識等を有する者や満60歳以上の者は、その期間の上限については3年から5年へと改正し、平成16年1月1日より施行されることとなっている。	C		第156回国会において平成15年6月27日に成立した労働基準法の一部を改正する法律による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、要望理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている」との指摘に対応するものと考える。 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、当該改正に対してすら、国会における改正法案の審議過程において、 ・常用労働者が有期契約労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないかとといった強い懸念が示されるとともに、 ・有期労働契約の上限の延長に伴い、拘束の度合いが強まるため、労働者に退職の自由を認めるべきではないかとの強い意見が出されたところである。		労働基準局 総務課 法規係 担当者: 笹子 宗一郎 電話番号: 03-5253-1111(内線5558) e-mail: sasago-soichiro@mhlw.go.jp		5111004	社団法人日本自動車工業会	11			

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091032)	(上記の続き) 有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	5021	5021004	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 有期労働契約に係る規制の緩和						厚生労働省	
(091032)	有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	5111	5111004	社団法人日本自動車工業会	11	有期労働契約に係る規制の緩和		働き方・雇い方の選択肢を広げ、新たな雇用の創出と企業活動の活性化を図るため、有期雇用契約期間制限を更に緩和し、最長5年の締結が可能となるよう要望する。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を3年に制限されている。	働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号		
(091032)	(上記の続き) 有期労働契約に係る要件の緩和(6年)					(上記の続き) このため、衆議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 ・有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 との規定を追加する旨の修正がなされたものであり、こうした経緯にかんがみると暫定措置が規定されたことをもって有期労働契約を更に延長することは不適切であり、御要望にお応えすることは困難である。 5年の労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験であって「高度」な専門的知識等を有する労働者を対象としていることや、衆議院及び参議院の附帯決議において「有期5年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、労働政策審議会の御意見も聞き、これらの趣旨に添った的確な範囲を定めたところである。							5111004	社団法人日本自動車工業会	12
(091060)	求職者からの職業紹介手数料徴収の可能化	職業安定法第32条の3第2項 職業安定法施行規則第20条第2項 職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件(平成14年厚生労働省告示第26号)	有料職業紹介事業者は、原則として求職者から手数料を徴収してはならないこととされており、例外的に一定の求職者(モデル、芸能家、年収1,200万円を超える科学技術者及び経営管理者)から就職後六箇月以内に支払われた賃金の10.5/100(免税事業者は10.2/100)に相当する額以下の手数料を徴収する場合のみ認められている。	C		ILO第181号条約においては、求職者保護の観点から、求職者からの手数料徴収は原則禁止されており、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び特定の種類のサービスについて、例外を認めることが出来ることとしている。 御提案のように、求職者からの手数料徴収について、職種や給与水準にかかわらず徴収を認めることは、求職者保護に欠けることとなるおそれがある。また、徴収方法や額の規制の緩和については、求職者から手数料を徴収する場合には、求人者が採用に係るサービスをどう評価するかという観点から考えるのではなく、1か月経過した時点で円滑に再就職が図られたというところは困難であり、求職者保護に欠けるおそれがある。さらに、公共職業安定所があれば民間の職業紹介事業者への規制が不要との考えは、必ずしも民間の職業紹介事業者が公共職業安定所の補完となっていない場合もあり、求職者保護に欠けるおそれもあることから、提案要望を実現させることは、同条約の批准国である我が国としては困難と考えている。		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省のご回答に対し、弊社は次のように反論させていただきます。 1. 貴省は、ILO第181号条約の批准を理由に、本特区提案の拒否をされています。しかし、条約批准は理由とはなりません。なぜなら、わが国の行政実務では、国際法は国内法の制定を待ってはしめて国内法的効力を発生するものとされているからです。つまり条約を公布しただけでは、その条約の規範力は微弱であり、国家と国民を拘束するものではないとの説が採られているのです。この考えに立てば、このたびの特区による職業安定法の改正の必要性について、日本国家として、条約の抽象的規範性に鑑み、国内の雇用状況に即した法改正をしたところで、何ら条約違反にはならないものと思料します。実際、民間の職業紹介事業者を認めるILO第96号条約を批准した(昭和31年6月11日)後も、これに伴う国内法の改正となる職業安定法の改正を、平成11年に至るまでしなかったのです。 2. 貴省はまた、手数料徴収については、「求職者保護に欠けることとなるおそれがある」とされます。しかし、わが国では民間事業者による中間搾取が横行していることはなく、また求職者が職を探手段は多数あります。一方、近年では景気が低迷し、失業率は年々増加し続け、今や5%台が続いています。そして、一向に改善しない日本の高失業率状態は、これまでのように国家主体の雇用対策には限界があることを明確に指し示しています。国家による雇用機会を残しつつ、これを広く民間に開放し、求職者に対して民間の職業紹介事業者による良質の就職支援サービスによって「就職」を果たす機会・手段を少しでも多く与えることこそが、最も有効な雇用政策であり、また、求職者の望むところ、すなわち、「求職者の保護」なのです。	5150003	株式会社東京リーガルマインド	11		

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091032)	(上記の続き) 有期労働契約に係る要件の緩和(6年)	5111	5111004	社団法人日本自動車工業会	12	(上記の続き) 有期労働契約に係る規制の緩和						厚生労働省	
(091060)	求職者からの職業紹介手数料徴収の可能化	5150	5150003	株式会社東京リーガルマインド	11	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする		職業安定法32条の3では、職業紹介手数料については、原則として求職者からの徴収を禁止している。この例外として、芸能家・モデル・科学技術者・経営管理者(科学技術者と経営管理者の場合、賃金の額が就業後1年間に於いて1,200万円を超える者又はこれに相当するもの)の職業に紹介された求職者からは、就職後6ヶ月以内に支払われた賃金の100分の10.5以内に対応する額以内の手数料の徴収が可能である。これを以下のように改正すべきである。 (改正の案) 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し、適切な実費その他手数料又は報酬を受けることができる。	キャリア・コンサルティングや職業能力向上支援、求人企業開拓や職業紹介業務も含めて総合的な求職者支援サービス事業を行うことで、以下のような効果が期待できる。 国や地方公共団体からの補助金等を活用せずに、失業率の低下に寄与できる。 就労意欲やスキルの高い人材を、社会全体で有効に活用できる。 新規有望事業への人材供給により産業活性化が図られる。 求職者支援事業への民間参入が増加することにより税収増加などの経済効果が期待できる。	総合的かつ質の高い求職者支援サービス事業を行うためには、適正な収益性を確保することが、サービス品質の維持・向上に繋がるため。 経済理論的にみても、求人数が求職者数を上回る環境下では、求人企業が費用を負担し、逆に求職者数が求人数を上回る環境下では、求職者が費用を負担するのが当然の原理であるため。 ハローワークなど無料でサービスを提供する施設と、有料で提供する民間などの施設が共存し、求職者が自分の志向に合わせて選択できるという環境を整備することが必要であるため。	職業安定法第32条の3	厚生労働省	別紙一 職業紹介等自由化特区 説明資料 別紙二 米国で求職者が職業斡旋会社に支払う報酬について 別紙三 求職者広告助成制度の創設 別紙四 求職者からの紹介手数料徴収の解禁が及ぼす経済効果

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(091060)	(上記の続き) 求職者からの職業紹介手数料徴収の可能化							職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		求職者のこれまでのキャリアを生かせる企業を無料で探すことは無理であります。また本人のみの努力で探すことも、複雑化した今日の日本の産業構造の転換時代には極めて困難なことです。それは、民間の職業紹介事業者が、そのノウハウ、データ、人材を駆使した職業紹介サービスを展開することによって初めて可能となるものであり、これによって利益を享受する求職者から対価を徴収することは極めて合理性が高いものと考えます。職業紹介業者も利益をあげ、サービスはさらに充実したものになると考えられるからです。このように、現在の日本においては、手数料徴収の解禁は「求職者保護に欠ける」どころか、「求職者保護に適う」ことなのです。それは、ILO第181号条約の趣旨に適い、条約尊重を謳う憲法98条の趣旨に合致するものであります。この際の民間職業紹介事業者による不正な行為に対する規制は、事後的に補完的なセーフティネットを用意すれば足りません。 3.貴省はさらに、必ずしも民間の職業紹介事業者が公共職業安定所の補完となっていない場合もあるとされますが、公共職業安定所と民間の職業紹介事業者とで、求人情報のほとんどをカバーしていると思われます。さらに、両者はそもそも、一方が他方の補完をするという趣旨でつづられているわけではないと考えられます。よって、ご指摘は必ずしも当たらないと考えます。	5150003	株式会社東京リーガルマインド	12
(091070)	無料職業紹介事業の届出制化	職業安定法第33条第1項	無料職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	C D-3 E		職業紹介事業の許可制から届出制への移行については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるとされたところである。 一方、職業紹介事業者が事業運営を機動的に実施できるよう許可制の下で、許可の単位については、事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、本年6月これを踏まえた職業安定法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。 本規制を特区において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることは困難であると考えている。		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		5150002	株式会社東京リーガルマインド	11	
(091070)	(上記の続き) 無料職業紹介事業の届出制化					(上記の続き) なお、有料職業紹介事業者については、届け出られた手数料表又は法で定められた上限の範囲内で職業紹介事業を行うこと、例えば、手数料を徴収しないで職業紹介を行うこと(つまり、無料で職業紹介を行うこと)自体は、特段規制されておらず、実施しても職業安定法上特段問題は生じない。 また、営利法人であっても、社会貢献等の目的から無料職業紹介事業を行うことも想定され、適格紹介の担保等のための適切な措置が講じられることを条件として、無料職業紹介事業を行うことが認められており、無料職業紹介事業の許可要件中の「営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと」については、実質的に有料職業紹介事業に当たるものを排除する趣旨であり、例えば、パソコン教室をおこなう事業者が当該教室で訓練を受けた者の就職の円滑化のために無料職業紹介事業を行うことは可能となっている。				5150002	株式会社東京リーガルマインド	12	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091060)	(上記の続き) 求職者からの職業紹介手数料徴収の可能化	5150	5150003	株式会社東京リーガルマインド	12	(上記の続き) 求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする						厚生労働省	
(091070)	無料職業紹介事業の届出制化	5150	5150002	株式会社東京リーガルマインド	11	無料職業紹介を許可制から届出制へ		以下のような条文について、改正する必要があると考える(下線部は、改正後の文言) 第33条 無料の職業紹介事業(職業安定機関の行うものを除く以下同じ)を行おうとする者は、次条の規定により行う場合を除き、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。 2 削除 3 削除 4 第30条第2項、第3項、第32条、第32条の4、第32条の7から第32条の10まで並びに第32条の12から第32条の16までの規定は、第1項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第30条第2項中「前項の届出」とあり、第32条の7第1項中「同条第1項の届出」とあるのは、第33条第1項の届出」と、第32条の13中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第32条の16第2項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。 5 削除	現行の「職業安定法」第32条の事由に該当しない法人・個人ならば、学校等以外の者が行う無料職業紹介についても、学校等が行う無料職業紹介と同様に、許可制から届出制への移行を行うべきである。	学校等以外の者が行う無料職業紹介事業については、職業安定法33条第4項により、同法31条第1項第4号の有料職業紹介の許可基準が準用されている。その中に、申請者が、当該事業を適正に遂行できる能力を有することとある許可基準についての具体的かつ明確な規定はない。営利法人にあっては、本来の営利活動に資する目的で行おうとするものではないことが要件との解釈だが、この規定は、民間企業を行う自由な企業活動を制限するだけでなく、強い使命感に基づく社会貢献活動をも阻害するものであるため。	職業安定法第33条	厚生労働省	別紙一 職業紹介等自由化特区 説明資料 別紙二 米国で求職者が職業斡旋会社に支払う報酬について 別紙三 求職者広告助成制度の創設 別紙四 求職者からの紹介手数料徴収の解禁が及ぼす経済効果
(091070)	(上記の続き) 無料職業紹介事業の届出制化	5150	5150002	株式会社東京リーガルマインド	12	(上記の続き) 無料職業紹介を許可制から届出制へ						厚生労働省	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(091080)	有料職業紹介事業の届出制	職業安定法第30条第1、第3条から第67条まで	有料職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	C D-3		<p>職業紹介事業の許可制から届出制への移行については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った職業紹介事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制を維持することが必要であるとされたところである。</p> <p>一方、職業紹介事業者が事業運営を機動的に実施できるよう、許可制の下で、許可の単位については、事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、本年6月これを踏まえた職業安定法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰したり、救済策として立替え払いを行うことでも、求職者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区区内において緩和した結果、求職者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。</p> <p>また御提案は、規制緩和により被害を受けた者の救済とセットで行うことを前提としているが、その救済策として国による立替え払い制度を設けることは、財政的措置を伴うことなどから、その実現は困難である。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	<p>貴省のお考えになる「労働者保護」・「求職者の保護に欠ける事態」とはそもそも何なのでょうか。それについて弊社は以下のように考えています。すなわち、職業紹介業者が求職者から何らかの方法で金銭を詐取する、職業紹介業者が求職者に対して職業紹介をしない、または悪質な職業紹介をする、職業紹介業者が求職者の秘密を漏示する、ということ。については、金銭の立替により、労働者は失った分を取り戻せるのですから、十分な代替措置であるといえます。次に、については、罰則の強化によって、職業紹介業者に対して、不正を行インセンティブを失わせることができます。また、届出制により、職業紹介業者が増加すると、求職者は多数の業者に登録でき、それが、求職者にとっては選択肢が増えるだけでなく、悪質な業者からの自衛手段となるのです。つまり、悪質な業者から職業が紹介されなくとも、他の業者からの職業紹介で十分に求職者は仕事を得ることができますから、求職者にとって被害が大きくなるということは考えにくいのです。したがって、はそもそも問題とならないのです。については、業者が許可制か届出制かで、求職者の被害の程度は変わるものではないのですが、届出制の下で、罰則を強化することで、十分な代替手段になるものと考えられます。以上から、弊社の考える罰則の強化と国の立替払いという手段によって、「求職者の保護に欠ける事態」に対して適切な代替手段がとれるものと考えられます。</p>	5150005	株式会社東京リーガルマインド	11
(091090)	一般労働者派遣事業の届出制	労働者派遣法第5条第1項	一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	C D-3		<p>一般労働者派遣事業の許可制から届出制への移行については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところであるが、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図り、派遣労働者の就業条件を確保するため、派遣元事業主に一定の能力を担保する必要があることから、許可制を維持することが必要であるとされたところである。</p> <p>一方、派遣元事業主が事業運営を機動的に実施できるよう、許可制の下で、許可の単位については事業所単位から事業主単位とし、事業所の設置については、届出制とすることが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>なお、罰則を強化し、違法な事業者を事後的に処罰したり、救済策として立替え払いを行うことでも、労働者保護に欠ける事態を防ぐことはできず、本規制を特区区内において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難であると考えている。</p> <p>また御提案は、規制緩和により被害を受けた者の救済とセットで行うことを前提としているが、その救済策として国による立替え払い制度を設けることは、財政的措置を伴うことなどから、その実現は困難である。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	<p>貴省のお考えになる「労働者保護」・「求職者の保護に欠ける事態」とはそもそも何なのでょうか。それについて弊社は以下のように考えています。すなわち、労働者派遣元業者が求職者から何らかの方法で金銭を詐取する、労働者派遣元業者が求職者に対して派遣先企業を紹介しない、または悪質な待遇で派遣先に派遣をする、労働者派遣元業者が求職者の秘密を漏示する、ということ。については、金銭の立替により、労働者は失った分を取り戻せるのですから、十分な代替措置であるといえます。次に、については、罰則の強化によって、労働者派遣元業者に対して、不正を行インセンティブを失わせることができます。また、届出制により、労働者派遣元業者が増加すると、求職者は多数の業者に登録でき、それが、求職者にとっては選択肢が増えるだけでなく、悪質な業者からの自衛手段となるのです。つまり、悪質な業者から職業が紹介されなくとも、他の業者からの労働者派遣で十分に求職者は仕事を得ることができますから、求職者にとって被害が大きくなるということは考えにくいのです。したがって、はそもそも問題とならないのです。については、業者が許可制か届出制かで、求職者の被害の程度は変わるものではないのですが、届出制の下で、罰則を強化することで、十分な代替手段になるものと考えられます。以上から、弊社の考える、罰則の強化と国の立替払いという手段によって、「求職者の保護に欠ける事態」に対して適切な代替手段がとれるものと考えられます。</p>	5150004	株式会社東京リーガルマインド	11

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091080)	有料職業紹介事業の届出制化	5150	5150005	株式会社東京リーガルマインド	11	有料職業紹介事業を許可制から届出制へ		<p>以下のような条文について、改正する必要があると考えます(下線部は、改正後の文言)。</p> <p>(有料職業紹介事業の届出)</p> <p>第30条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(各号規定略)</p> <p>3 前項の届出書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>	<p>現行の「職業安定法」第32条の事由に該当しない法人・個人ならば、厚生労働省に届出さえすれば、人材紹介を営むことができるようになります。有料・無料いずれについても、届出制に変えるべきであります。</p>	<p>現行制度では人材紹介を営むには、厚生労働大臣の許可を得なければならないとされており、その手続は煩雑で、要件も、厳しいものであります。また、届出制にした場合に事業者の不正が起こりうるが、罰則の強化により対応できます。そして被害にあった求職者には国家による損害賠償の代位を行わせれば救済としては足りません。</p>	職業安定法第30条など	厚生労働省	職業安定法第30条の改正に関連し、同法第31条、第32条、第32条の4～9にも変更の必要が生じます。
(091090)	一般労働者派遣事業の届出制化	5150	5150004	株式会社東京リーガルマインド	11	一般労働者派遣事業を許可制から届出制へ		<p>以下のような条文について、改正する必要があると考えます(下線部は、改正後の文言)。</p> <p>(一般労働者派遣事業の届出)</p> <p>第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(各号規定略)</p> <p>3 前項の届出書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 削除</p>	<p>現行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」第6条の事由に該当しない法人又は個人なら、厚生労働省に届出さえすれば、一般人材派遣業を営むことができるようになります。これにより、一般人材派遣業を営むことの許可要件を緩和し、その数を増やすことによって、人材流動・適材適所の促進、雇用の創出と失業者の減少、さらには経済の活性化が促進されることを目指します。</p>	<p>就職に当たっては、誰も自分が希望しかつ適性のある職に就けるようにすべきであり、そのためには、人材派遣・紹介の業務はできる限り自由に行われ、これに対する規制は必要最小限に止められなければなりません。しかし現行制度では一般人材派遣業を営むには、厚生労働大臣の許可を得なければならないとされており、その手続は煩雑で、要件も、厳しいものであります。また、届出制にした場合に事業者の不正が起こりうるが、罰則の強化により対応できます。そして被害にあった求職者には国家による損害賠償の代位を行わせれば救済としては足りません。</p>	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条など	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条の改正に関連し、同法第6条～第11条、第13条～第14条、第54条も変更の必要が生じます。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(091121)	物の製造業務の派遣期間制限の延長、撤廃(3年起)	労働者派遣法第4条第3項、附則第4項	物の製造の業務の一部については、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。	C D-3		<p>現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、物の製造の業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、物の製造の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、物の製造の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことなく製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。</p> <p>本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることは困難であると考えている。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		5077015	任意団体	11	
(091122)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	労働者派遣法第40条の2第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年となることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	C		<p>現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、物の製造の業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう、適用対象業務とすることが適当であるが、物の製造の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、物の製造の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことなく製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。</p> <p>本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることは困難であると考えている。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		5021002	社団法人日本経済団体連合会	31	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091121)	物の製造業務の派遣期間制限の延長、撤廃(3年起)	5077	5077015	任意団体	11	労働者派遣に関する製造業務への対象の拡大・派遣期間制限の撤廃		物の製造業務についても、期間の上限を定めずに労働者派遣事業を認めて欲しい。	物の製造業務については、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。(付則の4)	昨今の激しく事業環境が変化する状況においては、熟練した技術や知識を持った人を事業にあわせて製造現場に派遣することにより、迅速に事業を立ち上げ、競争優位を確保出来るとともに、雇用のミスマッチを未然に防止することが出来る。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	厚生労働省	
(091122)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	5021	5021002	社団法人日本経済団体連合会	31	派遣対象業務の拡大と派遣期間制限のさらなる見直し		派遣業務規制の緩和をさらに進めるべきである。なお、総合規制改革会議「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成15年7月15日)では、医師・看護師等については、その不足が地域によってはとくに深刻化する中、(中略)紹介予定派遣の方式にとどまらず、通常の派遣方式についても、その解禁を図るべき」とされており、病院・診療所等への医療関係業務の派遣については、全面解禁の方向で早期に結論を得て実施すべきである。 派遣期間制限について、専門26業務や自由化された業務、物の製造への派遣業務など、業務別に期間制限を設けるのではなく、制度を一本化し、派遣期間制限は原則撤廃すべきである。とくに、物の製造業務については、法施行後3年を待たずに早期に派遣期間の1年制限を撤廃すべきである。		労働者の就業意識および企業の雇用ニーズの多様化が進んでおり、労働者の働き方の選択肢を広げ、雇用機会の創出・拡大のため、現在の規制を見直す必要がある。	労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条・附則4項 労働者派遣法施行令第2条	厚生労働省	2003年6月に成立した改正労働者派遣法において、これまで労働者派遣が認められていなかった5業務のうち、物の製造業務のみが派遣対象業務と認められたが、他の業務については引き続き禁止となっている。なお、医療関係業務については、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」では、「紹介予定派遣の方式により行うことを可能とし、平成15年度中に実施する」とされている。 派遣期間については、同改正法において、1999年の法改正で解禁された自由化業務については1年から3年まで、専門的26業務については無制限とされたが、物の製造業務については、法施行後3年間は派遣可能期間が最長1年とされている。

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	要望主体提出意見(特区室取扱い分のみ)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
(091122)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	労働者派遣法第40条の2第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年となることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	C		<p>現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、物の製造の業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう適用対象業務とすることが適当であるが、物の製造の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、物の製造の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。</p> <p>本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることは困難であると考えている。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		5111005	社団法人日本自動車工業会	11	
(091123)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(3年)	労働者派遣法第40条の2第2項、附則第5項(改正後)	物の製造の業務の一部については、改正労働者派遣法施行後3年間は、派遣可能期間は1年とされ、その後は3年となることとされている。(平成16年3月1日施行予定)	D-3		<p>現行の労働者派遣事業が禁止されている業務のうち、物の製造の業務については、労働政策審議会において平成13年8月より本年にかけて行った労働者派遣事業制度全体の在り方についての見直しの中で検討したところ、製造業における臨時的・一時的な労働力需給を迅速に調整し、円滑な事業運営が可能となるよう適用対象業務とすることが適当であるが、物の製造の業務に従事する労働者の就業の実情等を考慮すると、一定期間、物の製造の業務については、派遣期間を1年に制限することが適当であるとの結論が出され、これを踏まえた労働者派遣法の改正が行われたところである(平成16年3月1日施行予定)。</p> <p>製造業において請負事業の利用が広く進んでいること、物の製造の業務には労働者派遣事業の利用が現状では全面的に禁止されていることを踏まえ、請負業や派遣先に急激な環境の変化をもたらすことな製造業への労働者派遣事業の円滑な定着を図る上で、一定期間(法施行後3年)1年の期間制限を設けることが必要である。ただし、一定期間(法施行後3年)経過後は、他の業務と同様、期間制限は最長3年となることである。</p> <p>本規制を特区において緩和した結果、労働者の保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講じることは困難であると考えている。</p>		職業安定局民間需給調整課 村野 伸介 3595-3352 mail:murano-shinsuke@mhlw.go.jp		5078006	東京商工会議所	31	
(091182)	業界団体等が開催する講習会等による技能検定における学科試験の免除	職業能力開発促進法施行規則第65条	試験の免除を受けることができる者については、職業能力開発促進法施行規則第65条において規定されており、同規則別表第5に定められた訓練を修了した者は学科試験の免除を受けることができるとされている。当該訓練は、公共職業能力開発施設において実施されるもののほか、事業主等によって認定職業訓練として実施されるものもあり、訓練によっては通信制訓練となっているものもある。	D-1	-	既に、事業主等が実施している一定の訓練の修了者に対して、同規則の規定に基づき学科試験の免除を行っているところである。		職業能力開発局能力評価課 戸田 剛 電話 03-5253-1111(内線5944) 直通 03-3502-6958 Email:toda-tsuyoshi@mhlw.go.jp		5021016	社団法人日本経済団体連合会	11	

構造改革特区推進室にて一元的に取扱う事項の再検討要請状況

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
(091122)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(早期に3年)	5111	5111005	社団法人日本自動車工業会	11	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(製造業)		物の製造業務においても3年を待たず、派遣期間制限を早期に緩和することを要望する。	改正労働者派遣法で、製造業への派遣は可能になったが、経過措置として施行後3年間は派遣期間を1年としている。	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期のみならず中長期の派遣社員の活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	本項目は、以前から要望しているが、引き続き検討いただきたく再要望する。 重点要望項目
(091123)	物の製造業務の派遣期間制限の延長(3年)	5078	5078006	東京商工会議所	31	労働者派遣法の改正		物の製造業務に限り当面上限が1年に限定されているが、3年に延長すべきであり、「医療」(一部は解禁済)、「警備」、「建設」も原則対象業務に加えるべきである。また、派遣労働者からも撤廃要望の強い労働者の特定行為の禁止についてもさらなる見直しが必要である。		企業が柔軟な雇用戦略を展開するうえで、労働者の多様な就業ニーズにも適う労働者派遣への期待は高い。今回の法改正後も残る不合理な規制を撤廃し、企業の雇用拡大を期することが重要である。また特定行為の禁止を撤廃し、無用なミスマッチを回避する必要がある。		警察庁 厚生労働省	
(091182)	業界団体等が開催する講習会等による技能検定における学科試験の免除	5021	5021016	社団法人日本経済団体連合会	11	技能検定における学科試験の免除【新規】		業界団体や試験実施団体が開催する所定の講習会を修了した者について学科試験を免除すべきである。 検定3級試験の受験資格を、工業高校の1年生及び2年生にも認めるべきである。		技能検定の趣旨、ものづくりの振興、ものづくりへの若年者の関心の向上、技能承継の重要性などからみて、所定の講習修了者には学科免除の特典を与えてよいと考えられる。 検定3級試験の受験資格については、工業高校の1年生、2年生にも受験資格を認めることで、学習目的、将来の進路も明確となり、悪化する高卒者の就職環境の改善に結びつく。	職業能力開発促進法 職業能力開発促進法施行令	厚生労働省	技能検定試験では、学科試験と実技試験の両方に合格した者に対し、合格証と技能士資格が与えられる。 検定3級試験は工業高校生の受験を視野に入れたものだが、卒業見込みの3年生に限定して受験資格が与えられている。